

# 有価証券報告書

(証券取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成18年4月1日  
(第2期) 至 平成19年3月31日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

(671060)

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

E D I N E Tによる提出書類は一部の例外を除きHTMLファイルとして作成することとされており、当社ではワードプロセッサファイルの元データをHTMLファイルに変換することにより提出書類を作成しております。

本書はその変換直前のワードプロセッサファイルを原版として印刷されたものであります。

## 目次

【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【生産、受注及び販売の状況】	15
3 【対処すべき課題】	16
4 【事業等のリスク】	18
5 【経営上の重要な契約等】	25
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態及び経営成績の分析】	28
第3 【設備の状況】	31
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	31
2 【道路資産】	33
第4 【提出会社の状況】	38
1 【株式等の状況】	38
2 【自己株式の取得等の状況】	41
3 【配当政策】	41
4 【株価の推移】	41
5 【役員の状況】	42
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	44
第5 【経理の状況】	48
1 【連結財務諸表等】	49
2 【財務諸表等】	96
第6 【提出会社の株式事務の概要】	138
第7 【提出会社の参考情報】	139
1 【提出会社の親会社等の情報】	139
2 【その他の参考情報】	139
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	140
第1 【保証会社情報】	140
第2 【保証会社以外の会社の情報】	140
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	140
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	140
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	141
第3 【指数等の情報】	143
[監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成19年6月28日
【事業年度】	第2期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 文雄
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 横山 明巳
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 横山 明巳
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京事務所 （東京都港区虎ノ門三丁目8番21号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月
営業収益（百万円）	359,611	690,267
経常利益（百万円）	23,570	20,191
当期純利益（百万円）	11,882	11,649
純資産額（百万円）	142,547	160,847
総資産額（百万円）	814,166	995,564
1株当たり純資産額（円）	1,096.52	1,237.28
1株当たり当期純利益金額（円）	91.41	89.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—
自己資本比率（%）	17.5	16.2
自己資本利益率（%）	8.3	7.7
株価収益率（倍）	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	5,660	△288,389
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△10,224	△19,285
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	100,264	214,898
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	189,210	96,434
従業員数（人）	2,273	2,482

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

5. 設立初年度となる第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間です。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月
営業収益（百万円）	359,611	671,735
経常利益（百万円）	23,591	14,099
当期純利益（百万円）	11,903	8,011
資本金（百万円）	65,000	65,000
発行済株式総数（千株）	130,000	130,000
純資産額（百万円）	142,567	157,229
総資産額（百万円）	814,169	980,299
1株当たり純資産額（円）	1,096.68	1,209.46
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額（円）	91.57	61.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—
自己資本比率（%）	17.5	16.0
自己資本利益率（%）	8.3	5.3
株価収益率（倍）	—	—
配当性向（%）	—	—
従業員数（人）	2,261	2,270

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

5. 設立初年度となる第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間です。

## 2【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	中日本高速道路(株)設立
平成17年12月	中日本エクシス(株)(連結子会社)設立
平成18年3月	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と協定 <sup>(注1)</sup> を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構(以下「道路サービス機構」といいます。) <sup>(注2)</sup> 及び財団法人ハイウェイ交流センター(以下「ハイウェイ交流センター」といいます。)から、当社及び中日本エクシス(株)がサービスエリア・パーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成18年9月	協定 <sup>(注1)</sup> を一部変更
平成18年10月	中日本エクストール横浜(株)(連結子会社)、中日本エクストール名古屋(株)(連結子会社)設立
平成19年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更

(注) 1. 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号(箱根新道)に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」、「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」(以下「協定」と総称します。)をいいます。なお、協定の詳細については、後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。

2. 当時の名称であり、有価証券報告書提出日現在の名称は財団法人高速道路交流推進財団であります。

### 3【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社4社及び関連会社12社（平成19年3月31日現在））は、高速道路事業、休憩所事業及びその他（関連）事業の3部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

本事業内容の区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。なお、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載のとおり、従来、「その他（関連）事業」のセグメントに含まれていました「休憩所事業」を1つのセグメントとして区分表示しております。

#### (1) 高速道路事業

高速道路事業においては、東海地域を中心とした1都11県（注1）において、平成18年3月31日に当社が機構と締結した協定、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注2）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。当該新設等の対象となる高速道路は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に従い、機構に引き渡すこととされており、当社は、当該高速道路を機構より借受けて、高速道路事業を実施しております。高速道路の公共性に鑑み道路利用者より収受する料金には、利潤を含まないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用に充てられることとなります。

当事業における主要な業務ごとの当社及び関係会社の位置付けは、以下のとおりであります。

料金収受業務	(連結子会社) 中日本エクストール横浜(株)（注3）、中日本エクストール名古屋(株)（注3） (持分法非適用関連会社) (株)ウェイザ、中日本道路サービス(株)、日本トーレックス(株)、北陸ハイウェイ トールサービス(株)、中日ハイウェイサービス(株)、三重ハイウェイサービス(株)
交通管理業務	(非連結子会社・持分法非適用会社) 中日本ハイウェイ・パトロール(株)
保全点検業務	(持分法非適用関連会社) (株)クエストエンジニア、道路通信エンジニア(株)
維持修繕業務	(持分法非適用関連会社) 中部道路メンテナンス(株)、(株)アステック、(株)クエストエンジニア
その他業務（注4）	(持分法適用関連会社) (株)NEXCOシステムズ（注5）

- (注) 1. 東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県
2. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
3. 平成18年10月30日に主に高速道路の料金収受業務を行う目的で設立し、平成19年4月1日から当社の料金収受業務の一部を開始しております。
4. 高速道路の通行料金、交通量等の電子計算等の業務であります。
5. 当社は、平成18年9月27日開催の取締役会をもって、当社、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)の料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理を実施している(株)NEXCOシステムズの前身である(株)高速道路計算センター（資本金50百万円）の株式を、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と共にそれぞれ発行済株式総数の3分の1を保有することを目的に取得する旨の決議をし、平成19年2月20日に当該株式を取得しました。なお、同社は平成19年3月1日の臨時株主総会において商号等を変更しております。



(2) 休憩所事業

休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

当社の管理するサービスエリア・パーキングエリアのうち、137箇所の営業施設については連結子会社である中日本エクシス㈱が運営、管理を行っております。

(3) その他（関連）事業

その他（関連）事業は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業、カードサービス事業に大別されます。

受託事業については、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等の観点から当社において一体として実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託し、実施しております。

トラックターミナル事業については、持分法適用関連会社である北陸高速道路ターミナル㈱が石川県金沢市におけるトラックターミナルの運営、管理を行っております。

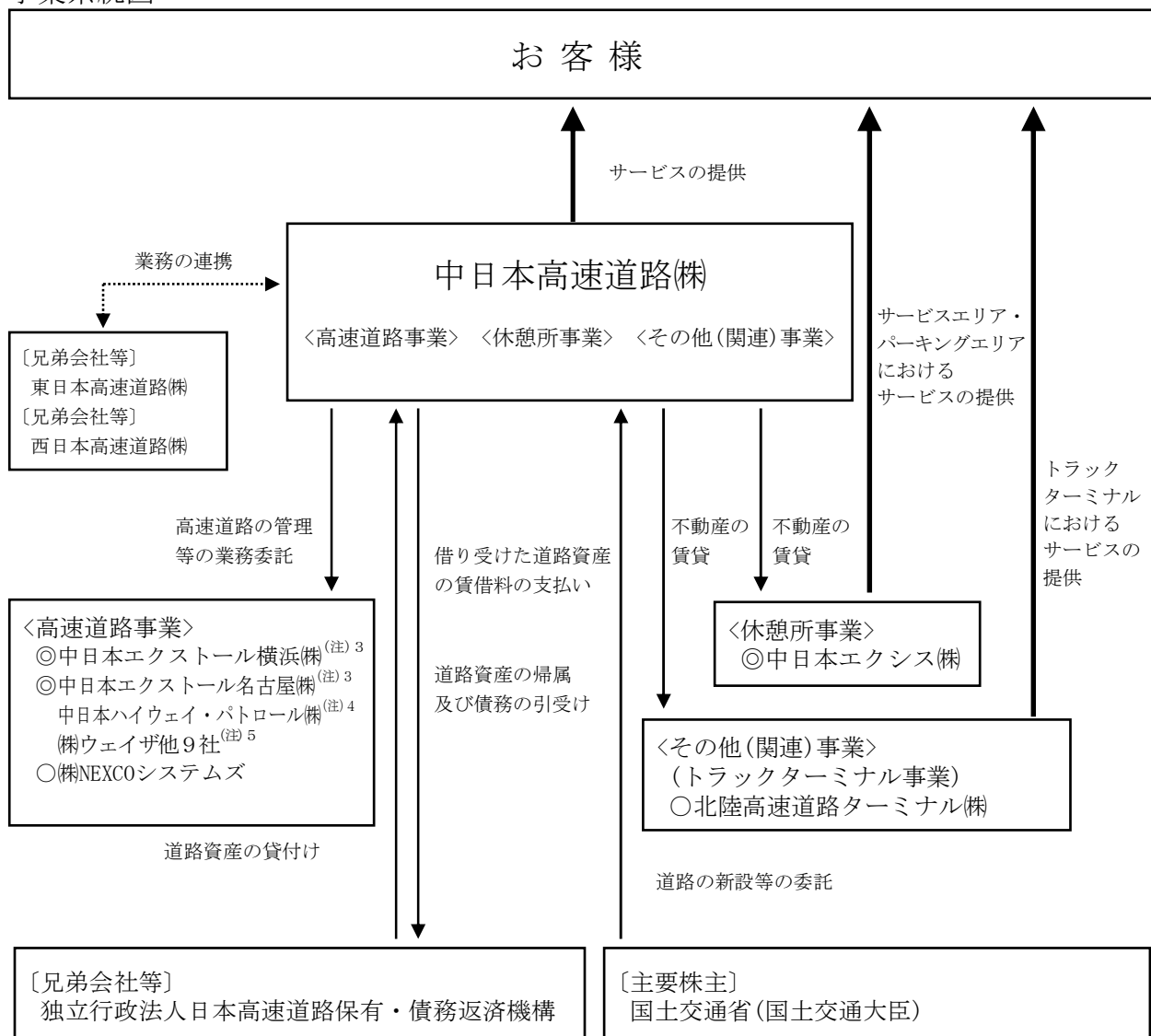
占用施設活用事業については、高架下駐車場等26箇所の管理運営及び無人パーキングエリアにおける自動販売機の管理運営を行っております。

物販事業については、オリジナル商品などの企画及び販売を実施しております。

カードサービス事業については、提携会員カード「プレミアムドライバーズカード」を発行しております。

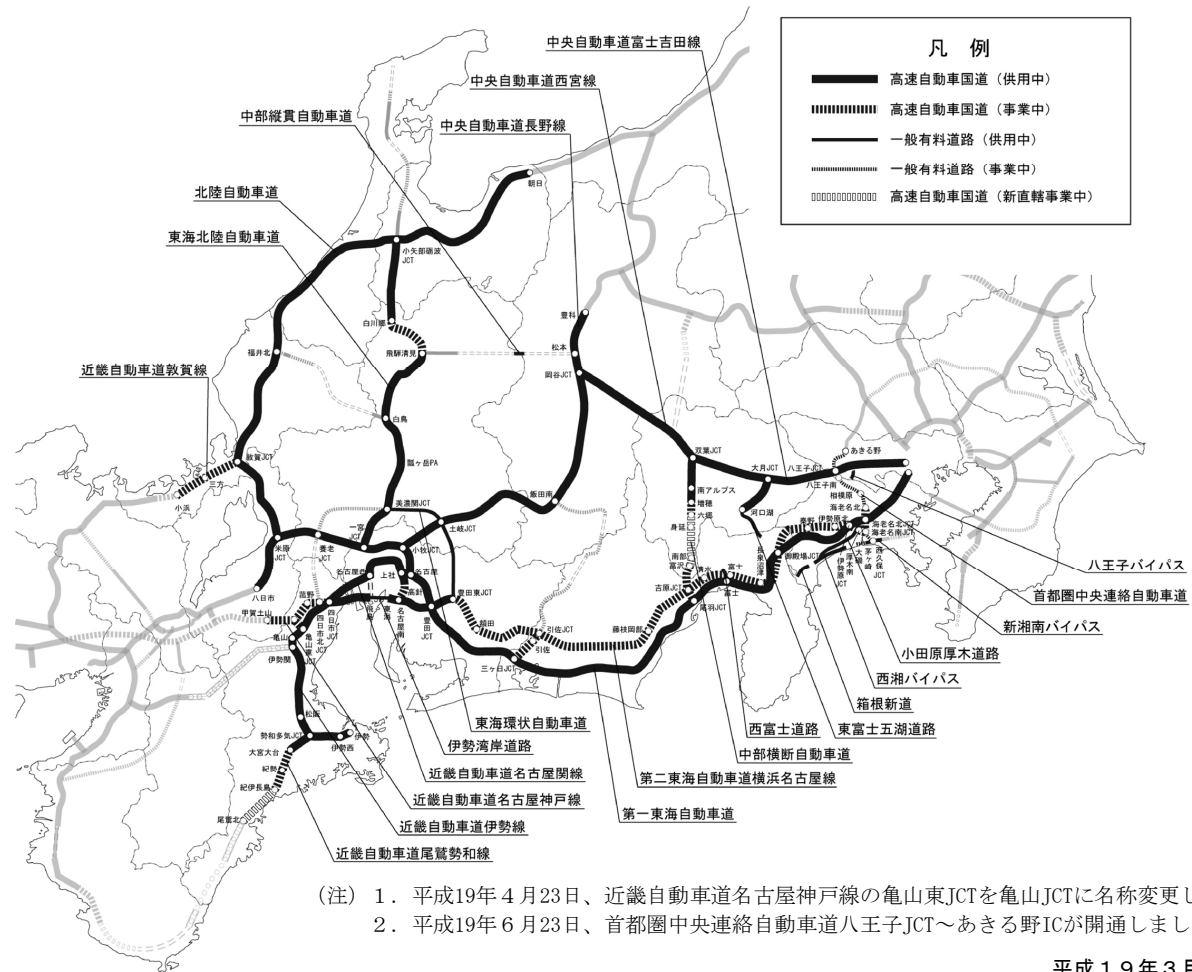
以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

事業系統図



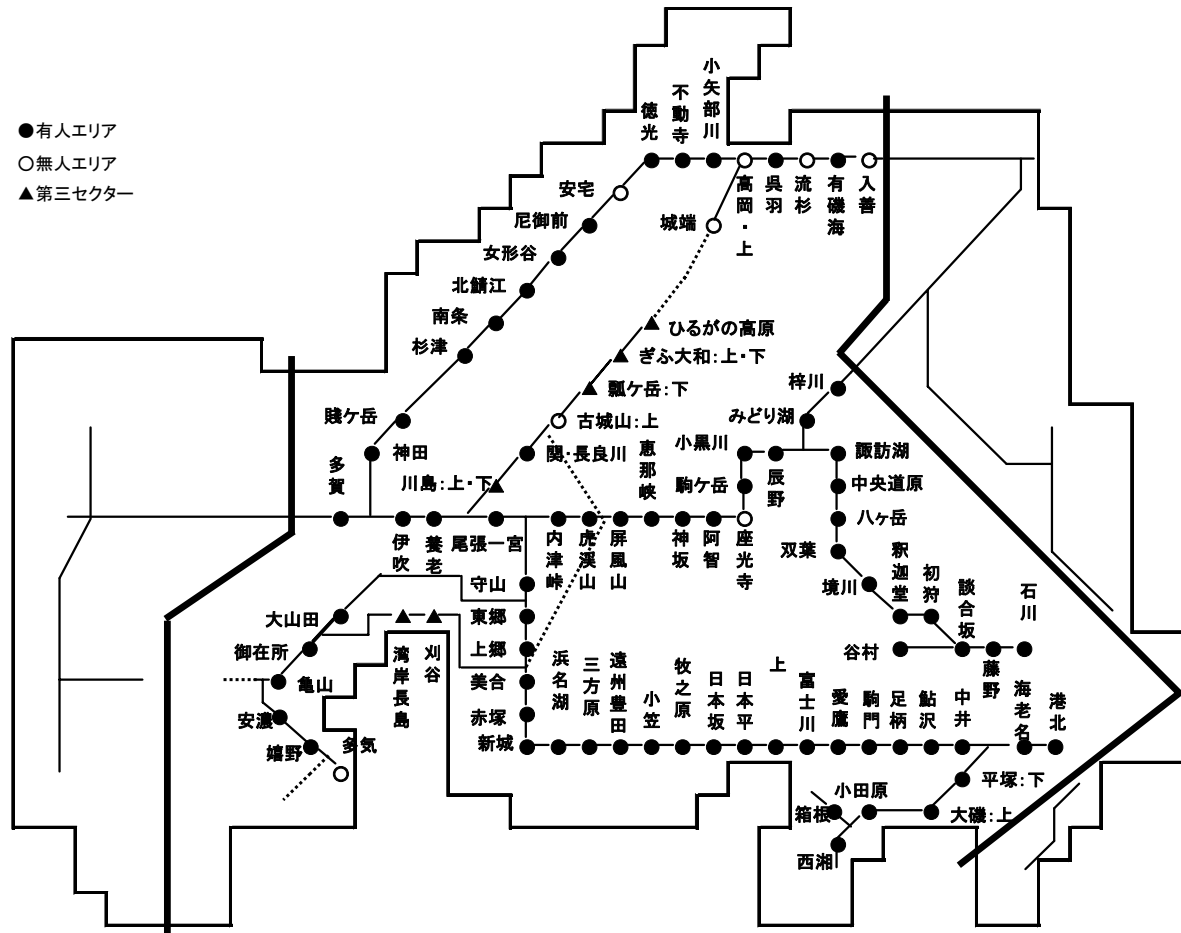
- (注) 1. ◎は連結子会社、○は持分法適用関連会社を示しております。
2. 機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないとされております。
3. 平成18年10月30日に主に高速道路の料金收受業務を行う目的で設立し、平成19年4月1日から当社の料金收受業務の一部を開始しております。
4. 中日本ハイウェイ・パトロール(株)は、非連結子会社かつ持分法非適用会社です。
5. (株)ウェイザ他9社は、持分法非適用関連会社です。

# 路線図



サービスエリア・パーキングエリア図

- 有人エリア
- 無人エリア
- ▲第三セクター



平成19年3月31日現在

#### 4【関係会社の状況】

##### (1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
中日本エクシス(株)	名古屋市 中区	45	休憩所事業	100.0	中日本エクシス(株)は、当社が保有するサービスエリア・パーキングエリア内営業施設の運営、管理を行っております。なお、当社はかかる営業施設を中日本エクシス(株)に賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名
中日本エクストール 横浜(株) (注) 2	横浜市 西区	50	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり(社屋) 役員の兼任等 なし
中日本エクストール 名古屋(株) (注) 2	名古屋市 中区	50	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 平成19年4月1日から当社の料金收受業務の一部を開始しております。

3. 当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)では、中日本ハイウェイ・パトロール(株)は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも第2期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、非連結子会社としております。

4. 参考として、高速道路事業等会計規則第6条に定める第5号様式の規定に基づく、当事業年度末の当社の連結子会社に対する債権は次のとおりであります。

中日本エクシス(株)	高速道路事業営業未収入金	1百万円
中日本エクシス(株)他2社	未収入金	615百万円

## (2) 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
北陸高速道路ターミナル(株)	石川県 金沢市	1,156	その他(関連) 事業	24.4	当社は、石川県金沢市におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)NEXCOシステムズ	東京都 台東区	50	高速道路事業	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)では、非連結子会社(中日本ハイウェイ・パトロール(株)及び関連会社(株)ウェイザ他9社)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 当社は、平成18年12月7日開催の取締役会をもって、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と共同して、3社の調査・研究及び技術開発を行うことを目的に、新設分割により、(株)高速道路総合技術研究所を設立する旨の決議をしております。なお、(株)高速道路総合技術研究所は、国土交通大臣の認可を受けて、平成19年4月2日に設立されております。当該新設分割の詳細については、後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (3) 東日本高速道路及び西日本高速道路と共同して行う新設分割」を併せてご参照ください。

4. 参考として、高速道路事業等会計規則第6条に定める第5号様式の規定に基づく、当事業年度末の当社の関連会社に対する債権は、次のとおりであります。

中部道路メンテナンス(株)他1社	高速道路事業営業未収入金	1百万円
北陸高速道路ターミナル(株)他8社	未収入金	10百万円

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成19年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	1,841
休憩所事業	238
その他（関連）事業	22
全社（共通）	381
計	2,482

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 道路サービス機構及びハイウェイ交流センターからの事業譲受けに伴い、平成18年4月1日付で両財団法人の職員が連結子会社である中日本エクシス㈱に移籍したことなどにより、前連結会計年度末と比較し従業員が209名増加しております。

### (2) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,270	41.6	19.5	8,280,517

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、中日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。同労働組合は、平成17年10月1日に道路公団が分割民営化されたことを受け、日本道路公団労働組合が平成17年10月26日に分割・移行し、当社の労働組合として組織されたものです。

なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

前連結会計年度である第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であり、平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終了した当連結会計年度と期間が一致していません。このため、金額については、当連結会計年度と前年同期との比較分析は行っていません。

従来、「その他（関連）事業」に含めていました「休憩所事業」について、全セグメントに占める重要性が高まったため、当連結会計年度より区分表示し、3区分に変更しております。

なお、前連結会計年度分は変更後の区分に組み替えて表示しております。

#### (1) 業績

事業の種類別セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	営業収益 (百万円)	営業利益 (百万円)	営業収益 (百万円)	営業利益又は営業 損失(△) (百万円)
高速道路事業	330,354	19,999	635,666	9,672
休憩所事業	2,892	2,226	25,799	9,540
その他（関連）事業	26,364	546	28,801	△387
合計	359,611	22,771	690,267	18,825

(注) 1. セグメント間の取引は相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、全体的に企業業績が好調であり、設備投資の拡大が続くとともに雇用情勢も改善傾向にあるなど、景気は総体として回復基調にありました。これら好調な景気を背景として、当社が管理する高速道路の交通量も前年度を上回り、堅調に推移しました。

このような環境の中で、お客様に満足していただけるサービスを24時間365日提供することにより、安全で利用しやすい高速道路の実現に向けた取り組み等を行った結果、営業収益が690,267百万円、営業利益が18,825百万円となり、法人税等を控除した当期純利益は11,649百万円となりました。

#### (高速道路事業)

高速道路事業においては、第一東海自動車道（東名高速道路）などを含む計22道路1,693km（平成19年3月31日現在）の高速道路について、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕及び道路を良好な状態に保つための清掃、点検、構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。こうした中、景気回復等による交通量の増加に伴い料金収入が堅調に推移したことなどにより、営業収益は635,666百万円、営業利益は9,672百万円となりました。

#### (休憩所事業)

休憩所事業においては、同事業の運営子会社である中日本エクシス(株)（連結子会社）と一体となって、「より快適」「より便利」「より楽しい」サービスエリアの実現に向け、新しいサービスエリアの創造を推進してまいりました。

当社は、サービスエリア・パーキングエリア内営業施設の管理運営を専門的・効率的に推し進めるため、当社全額出資の中日本エクシス(株)を設立し、当社の管理するサービスエリア・パーキングエリアのうち営業施設が設置されている箇所において、敷地及び建物等を中日本エクシス(株)等に賃貸しました。

平成18年4月1日から中日本エクシス(株)が本格的に休憩所事業を開始したことにより、営業収益は25,799百



万円、営業利益は9,540百万円となりました。

なお、当社及び中日本エクシス(株)は、道路サービス機構及びハイウェイ交流センターからかかる事業等を引き継ぐため、平成17年12月22日に事業譲渡契約を締結し、平成18年4月1日をもって、当社にあってはサービスエリア・パーキングエリア内にある営業施設を、中日本エクシス(株)にあっては当社が管轄する施設の運営、管理事業を譲り受けました。

#### (その他(関連)事業)

その他(関連)事業は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業及びカードサービス事業等であります。

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

トラックターミナル事業においては、金沢トラックターミナルの敷地を、北陸高速道路ターミナル(株)(持分法適用の関連会社)に賃貸しました。

その他、占用施設活用事業や物販事業等を展開するほか、カードサービス事業へ進出しました。

カードサービス事業においては、提携会員カード「プレミアムドライバーズカード」の発行にあたり、当社独自のポイントシステムを構築するとともに、各種プロモーション活動を展開して入会促進を図りました。

これらの業務内容を堅実に実施しましたが、受託事業において収益及び費用として認識・計上する額が少なかったこと並びにカードサービス事業進出に伴う費用発生が先行した結果、営業収益は28,801百万円、営業損失は387百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益19,903百万円に加え、減価償却費が12,031百万円、売上債権の減少額が13,055百万円などとなったものの、たな卸資産の増加額が243,512百万円などとなったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、288,389百万円の資金支出となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金機械、ETC<sup>(注)</sup>装置等の設備投資9,219百万円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、19,285百万円の資金支出となりました。

(注) ETCとは、Electronic Toll Collection Systemの略称で無線通信技術を使って自動的に有料道路の通行料金の支払いを行うシステムです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債(政府保証債及び財投機関債)の発行による収入163,895百万円、金融機関等からの長期借入れによる収入79,840百万円による増加があった一方、道路公団から承継した長期借入金債務についての返済28,836百万円(機構法第15条第1項による債務引受額22,843百万円を含みます。)により、財務活動によるキャッシュ・フローは、214,898百万円の資金収入となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、96,434百万円となりました。

(参考)

提出会社は、高速道路事業等会計規則第6条の規定により当事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」を以下のとおり作成しております。

I 高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

1. 営業収益		
料金収入	610,341	
道路資産完成高	24,087	
その他の売上高	1,255	635,684
2. 営業外収益		
受取利息	116	
有価証券利息	0	
物品売却益	0	
土地物件貸付料	395	
原因者負担収入	865	
雑収入	597	1,974
3. 特別利益		
固定資産売却益	145	
前期損益修正益	255	
その他特別利益	19	421
高速道路事業営業収益等合計		638,080

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

### 3【対処すべき課題】

当社は、民営化の三つの目的「確実な債務返済」「効率的な道路建設」「お客様サービスの向上」を、透明で健全な経営と徹底したコスト意識で必ず実現します。そのために「良い会社で、強い会社」になることを目指します。

当社の経営を安定軌道に乗せ、長期的な発展を目指すために、2006年度から2010年度までの5年間で「経営基盤を確立する期間」と位置付けた『チャレンジVーみちの明日へー（長期・中期・年度経営計画）』（2006年4月策定）について、これまでの経過を踏まえ向こう4年間の施策等を中心に、2007年4月に内容の一部見直しを行いました。今後、4年間に実施する主な施策は以下のとおりです。

#### 1. 全社共通施策

##### (1) お客様第一の徹底、地域との連携

- ①広報活動を強化し、お客様とのコミュニケーションを大切にします。また、企業の社会的責任（CSR）を果たし、社会的信頼を高めます。
- ②CS（お客様満足度）の向上をめざし、全社的に体制を整備します。
- ③環境マネジメントに取り組みます。
- ④「第二東名リーディングプロジェクト（仮称）」を推進します。（注）
- ⑤地域社会に貢献し、地域に親しまれる企業をめざします。
- ⑥技術開発を推進し、知的財産の蓄積・活用を図ります。
- ⑦海外事業展開に向け、検討を進めます。

（注）国土形成上特に重要な交通基盤施設である第二東名高速道路について、現東名高速道路の渋滞緩和といった補完機能にとどめることなく、わが国の最先端技術を活用した道路交通システムや、先進的なサービス・メンテナンスの導入検討、新規休憩施設の展開や周辺地域を含めた開発プロジェクトなどの検討を組織横断的に実施する取組み。

##### (2) 連結経営の促進、経営管理体制の確立

- ①子会社・関連会社を含めグループ経営を促進します。
- ②コーポレート・ガバナンスを強化し、徹底して公正・透明な経営を行います。
- ③社員の「やりがい」を向上させるとともに、「チャレンジ精神」の更なる醸成を図っていきます。
- ④ITマネジメント体制を確立し、IT化を推進するとともに、情報セキュリティ対策の強化を図ります。
- ⑤資金の自主調達を着実に拡大させます。

#### 2. 高速道路事業施策

- ①機構と締結した「協定」の完成年度、事業費の範囲で事業を進めるのはもちろんのこと、地域の期待に応えられるよう、地域の協力を得ながら『早期開通』に努め、2006年度から2010年度までの間に、100kmの高速道路を新規に開通させます。
- ②建設コスト・管理コストの削減に取り組みます。
- ③品質管理・安全管理に関する取組みを進めます。
- ④ネットワーク機能の向上や安全対策、渋滞対策のため、4車線化などの車線増設や渋滞時の迅速な情報提供などを行います。
- ⑤スマートインターチェンジ（サービスエリア接続型）の完成などにより、高速道路の利便性向上を図ります。
- ⑥水はねの少ない舗装（高機能舗装）、美しいお手洗いの整備など、安全・快適な道路環境の確保や環境対策を実施します。
- ⑦ETCの普及・利用促進及び各種割引の充実を図ります。
- ⑧アウトカム指標を用いた事業目標を設定し、効果的・効率的な事業運営に努めます。

### 3. 関連事業施策

- ①商品・サービスの提供について、コンビニエンス・ストアの導入などの「標準化」や、地域の特徴に応じた「個性化」をさらに進め、より便利なサービスエリアを実現します。
- ②主要なサービスエリアを中心に大規模改良計画を進め、ショッピングセンターとしての機能の向上を図ります。併せて、営業施設内のバリアフリー化を推進します。
- ③地域のお客様にもサービスエリアをご利用いただけるよう、一般道との出入口などおもてなしの環境を整備し、地域のお客様に愛されるサービスエリア作りを進めます。
- ④道路、営業施設、観光などの各種案内や救急アシストなどホスピタリティをもって行う「エリア・コンシェルジュ」を配置し、CSの向上を図ります。
- ⑤第二東名など、今後開通する区間において、地方自治体や企業などとの連携を図りながら新しいコンセプトのサービスエリアの企画を進めます。
- ⑥会員カード「プレミアムドライバースカード」について、発行開始後5年間に会員数50万人を目指してその普及促進を図り、高速道路やサービスエリア・パーキングエリアをご利用されるお客様へのサービスの質の向上に努めます。
- ⑦新ウェブサイト「高速日和」を基盤として旅行業や物販など、あらゆる関連事業の可能性を追求しながら新規事業の企画・開発を推進していきます。
- ⑧高速道路の高架下スペースなどを活用した事業の企画・開発を推進していきます。
- ⑨既存の物流拠点の利用促進を図るとともに、地方自治体や企業などとの連携を図りながら新たな物流拠点などの整備を進めます。
- ⑩蓄積した技術・ノウハウを活かし、コンサルティング業務を行います。

当社は、全社一丸となってこれらの施策を実行することにより、国民やお客様の信頼確保に努め、民間会社としての経営基盤の確立を図ってまいります。

## 4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社グループの事業その他に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項においては、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、当連結会計年度末において判断したものであります。

### 1. 民営化について

#### (1) 経緯

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号。以下「整備法」といいます。また、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路㈱（以下「東日本高速道路」といいます。）、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱（以下「西日本高速道路」といいます。）、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路、首都高速道路㈱、西日本高速道路、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

#### (2) 高速道路株式会社法（高速道路会社法。平成16年法律第99号）

##### ① 目的等

高速道路会社法は、高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しております。

##### ② 概要

###### (ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

###### a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

###### b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

###### c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

###### d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

###### e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法（特措法。昭和31年法律第7号）

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等（第3条から第9条まで）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）をいいます。）等の附属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

c 工事の廃止（第21条）

許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設等は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。

b 供用約款の掲示（第7条）

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準（第23条）

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。

e 公告（第22条、第24条、第25条）

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。

高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した



場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) a の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) a により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分（取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができ）を命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（機構法。平成16年法律第100号）

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法（民営化関係法施行法。平成16年法律第102号）

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の金額と比較して一定の割合（「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」に係るものについては1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」に係るものについては4%）を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。なお、協定の詳細については、後記「第一部 企業情報 第2 事業の状

況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準 (第23条)」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を一定の割合（「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」に係るものについては1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」に係るものについては4%）を超えて下回った場合の貸付料の減算等の措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の変更、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、協定においてそれぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航、工事差止訴訟の提起等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (イ) 道路資産等の帰属 (第51条) a」をご参照下さい。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路は、それぞれ、道路公団の民営化に伴い道路公団の債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 7. 経済・社会情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合や、急速な少子高齢化等社会情勢に変化があった場合、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 8. 季節性

当社グループの事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期に比較して少なくなる傾向があります。このような傾向が当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 9. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、休憩所事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 10. コンピュータシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピュータシステムが重要な役割を果たしています。これらのコンピュータシステムには、セキュリティ体制を構築しておりますが、人的ミス、自然災害、停電、コンピュータウィルス及び不正アクセス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、ハイウェイカードは、平成18年3月31日をもってその利用を終了しておりますが、かかるハイウェイカードの偽造による被害額については、すべての払戻しが終了していないため、未だ確定しておりません。

当社グループでは、かかる偽造による損失補てんのため、ハイウェイカード偽造損失補てん引当金を計上しておりますが、想定している金額を超えた被害額となる可能性もあり、それにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 13. 訴訟に関するリスク

当社グループの事業に関し、建設工事の差止請求訴訟、高速道路の管理瑕疵による損害賠償請求訴訟が提起されており、その結果によって、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

上記を除き、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来当社グループの事業に重大な影響を与える訴訟等が提起された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社に課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路付属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

### (1) 機構と締結する協定

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」、「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」及び「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」（以下「協定」と総称します。））を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する高速道路事業の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間等が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができるものとされております。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様となっております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ各協定において定められている計画収入の金額（以下「計画収入」といいます。）に、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」にあつては計画収入の1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」にあつては計画収入の4%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」にあつては計画収入の1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」にあつては計画収入の4%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております（暫定協定には、貸付料に係る上記制度は存在しませんでした）。

なお、当社及び機構は、当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直し等に伴い、平成18年9月21日付で当該協定を一部変更しており、かかる協定においては、平成18年度以降の貸付料についても変更されております。

また、当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴い北陸自動車道白山ICの設置などを協定に盛り込み、平成19年3月22日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、白山ICの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、白山ICの収入が見込まれる平成24年度以降変更されております。

### (2) 東日本高速道路及び西日本高速道路との間の業務の連携等に関する包括協定

当社は、東日本高速道路及び西日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路及び西日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して行う経理・財務業務、給与・厚生業務、料金徴収・料金事務センター運營業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しております。

これらの個別協定の有効期間は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められております。）までに当社、東日本高速道路及び西日本高速道路のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされております。現在、当該個別協定は、上記に基づき、自動更新され、平成20年3月31日まで有効となっております。

なお、研究開発・技術協力業務に関しては、当社に設置された中央研究所（以下「中央研究所」といいます。）にて3社の調査・研究及び技術開発業務を取り扱っておりましたが、下記(3)で後述する(株)高速道路総合技術研究所（以下「高速総研」といいます。）の新設分割により、かかる業務が高速総研に承継されたことに伴い、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結しております。

### (3) 東日本高速道路及び西日本高速道路と共同して行う新設分割

当社は、東日本高速道路及び西日本高速道路と共同して、中央研究所における3社の調査・研究及び技術開発部門の営業（以下「本営業」といいます。）を承継させるため、高速総研を新設分割により設立する旨、平成18年12月7日開催の取締役会で決議しております。高速総研の新設分割は、高速道路会社法第13条の規定により平成19年3月30日に国土交通大臣の認可を受け、平成19年4月2日に設立されております。

#### ① 会社分割の目的

当社、東日本高速道路及び西日本高速道路の3社が保有する高速道路技術を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を行うため、3社が均等に出資する独立した法人に本営業を承継することにより、3会社共同運営体制の明確化を実現するとともに、自立性の確保及び経営の効率化を図ることを目的とします。

#### ② 会社分割の形態

当社、東日本高速道路及び西日本高速道路が共同して会社法第762条に基づき新設分割計画を作成しております。なお、本件は会社法第805条に基づく簡易分割に該当するため、株主総会の承認を要しません。

#### ③ 承継する資産・負債及びその状況

本件営業に属する資産（滋賀県湖南市の土地、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具等、工具・機器及び備品、無形固定資産を除きます。）、債権債務、雇用契約その他の権利義務を承継しました。当社の従業員については、高速総研に出向しております。なお、承継する債務について、3社は連帯して債務を保証しております。

#### ④ 会社分割に際して発行する株式の種類及び数並びにその割当に関する事項

高速総研は、分割に際して普通株式210万株を発行し、当社、東日本高速道路及び西日本高速道路に対してそれぞれ70万株を割当交付しております。

#### ⑤ 高速総研の資本金及び準備金

資本金	:	45百万円
資本準備金	:	1,973百万円

#### ⑥ 分割交付金

分割交付金は支払っておりません。

## 6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、品質の向上とコスト削減に取り組むため、新技術・新工法・新材料の開発を進めることとなります。

主たる研究開発活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路及び西日本高速道路と中央研究所を共同運営することにより、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図りました。

更に、平成19年4月2日に、3社は共同して高速総研を設立し、高速総研へ高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発の営業を中央研究所から承継させ、より高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を開始しております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、386百万円であります。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

前連結会計年度である第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であり、平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終了した当連結会計年度と期間が一致しておりません。このため、金額については、当連結会計年度と前年同期との比較分析は行っておりません。

また、本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

### (1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因

#### ① 高速道路事業の特性

高速道路事業については、前連結会計年度においては民営化関係法施行法の規定により策定された暫定協定に基づき、また、当連結会計年度以降は高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております（協定については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。）。

かかる暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期と比較して少なくなる傾向があります。

#### ② 機構による債務引受け等

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を概ね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱いは機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

### (2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額



並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積もりと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要なものであると考えております。

#### ① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得にかかる費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

#### ② 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上については工事完成基準を適用しております。また、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### ③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積もりと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

#### ④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

#### ⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### ⑥ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出しております。なお、当社グループにおいては、平成17年10月1日の設立に際し全ての固定資産を時価で評価しており、当連結会計年度においては固定資産について価値の低下が生じた事実が認められないため、減損処理は行っておりません。

### (3) 経営成績の分析

当連結会計年度から当社グループの事業の現状をより適切に開示するため、従来「その他（関連）事業」のセグメントに含めていた休憩所事業を事業規模拡大に伴い、「休憩所事業」と独立のセグメント表示をしております。

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で690,267百万円となりました。高速道路事業については、景気回復等による交通量の増加に伴い料金収入が堅調に推移したことなどにより635,666百万円となり、休憩所事業については25,799百万円、その他（関連）事業については28,801百万円となりました。

② 営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で671,441百万円となりました。高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により626,011百万円となり、休憩所事業については16,258百万円、その他（関連）事業については29,190百万円となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は合計で18,825百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が9,672百万円、休憩所事業が9,540百万円、その他（関連）事業が△387百万円となりました。

③ 経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、原因者負担収入865百万円、土地物件貸付料525百万円等の計上により2,506百万円、営業外費用は支払利息630百万円等により1,140百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は20,191百万円となりました。

④ 当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、固定資産売却益195百万円等の計上により532百万円、特別損失は偽造ハイウェイカード損失310百万円等の計上により820百万円となりました。

以上の結果、法人税等を控除した当期純利益は11,649百万円となりました。なお、1株当たり当期純利益金額は89円61銭であります。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債及び財投機関債）の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

### 第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、民営化関係法施行法第24条第1項の規定により策定された協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1)設備投資等の概要

当社グループにおいては、主に高速道路事業のために保有する設備への投資を行っており、当連結会計年度においては、総額22,506百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額8,011百万円の設備投資を行いました。

休憩所事業については、当連結会計年度においては主に売店、給油所等に総額14,155百万円の設備投資を行いました。

## (2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

## ① 提出会社

平成19年3月31日

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地 (面積千㎡)	工具器具及び備品	合計	
東京料金所他 227箇所等 (川崎市宮前区他)	高速道路事業	料金徴収施設等	16,922	41,505	211 (5)	4,006	62,646	-
海老名SA他136 箇所 (神奈川県海老名市他)	休憩所事業	道路休憩施設	17,766	363	102,952 (1,072)	36	121,119	-
トラックターミナル (石川県金沢市)	その他(関連)事業	トラックターミナル	-	-	1,340 (67)	-	1,340	-
本社他27事業所及び社宅等 (名古屋市中区他)	本社(共通)	本社、支社及び社宅等	13,210	394	9,535 (284) [79]	368	23,509	1,559

- (注) 1. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料は844百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[ ]で外書きしております。
2. 料金所及び保全・サービスセンターの建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれておりますので、上記には含まれておりません。
3. 道路休憩施設に係る土地の一部を連結子会社中日本エクス(株)以外の者に賃貸しております。なお、賃貸している土地の面積は14千㎡であります。
4. トラックターミナルに係る土地は北陸高速道路ターミナル(株)に賃貸しております。なお、賃貸している土地の面積は67千㎡であります。
5. 現在休止中の主要な設備はありません。
6. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間賃借料は146百万円あります。
7. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
8. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## ② 国内子会社

平成19年3月31日

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地 (面積千㎡)	工具器具及び備品	合計	
中日本エクス(株)	本社他8事業所及び社宅等 (名古屋市中区他)	休憩所事業	本社、支社及び社宅等	77	16	- (-)	46	140	212

- (注) 1. 建物の一部を賃借しており、年間賃借料は133百万円あります。
2. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間賃借料は44百万円あります。
3. 道路休憩施設に係る土地及び建物の一部を提出会社より賃借しており、このうち建物の一部を連結会社以外の者に転賃しております。なお、提出会社より賃借している土地の面積は963千㎡であります。
4. 現在休止中の主要な設備はありません。
5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着工及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 東京料金所 他228料金所	川崎市 宮前区他	高速道路事業	料金所設備等 (ETC等)	15,108	—	自己資金	平成19年4月	平成20年3月
当社 港北PA 他53箇所	横浜市 緑区他	休憩所事業	営業用建物等	3,386	—	自己資金	平成19年4月	平成20年3月

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、第二東海自動車道横浜名古屋線等の建設及び改築並びに高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等の修繕により仕掛道路資産当期増加額268,061百万円を計上しております。

また、当連結会計年度において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に帰属することとなった仕掛道路資産当期減少額24,087百万円の内訳は下表のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産完成高 (百万円)（注2）
高速自動車国道 中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡増穂町大柵～ 山梨県南アルプス市吉田 新設	平成18年12月	9,761
高速自動車国道 中央自動車道西宮線	飯田南JCT改築事業	平成18年12月	224
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成18年 6月	13,998
		平成18年 9月	
		平成18年12月	
		平成19年 3月	
一般国道1号（箱根新道）	修繕	平成18年12月	1
		平成19年 3月	
一般国道16号（八王子バイ パス）	修繕	平成18年 6月	10
		平成18年 9月	
		平成18年12月	
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧事業	平成19年 3月	90
合計			24,087

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産であります。

平成19年3月31日現在

区分		賃借料（百万円） （注1）（注3）
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	461,042 (注2)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線（大月市から東近江市まで（八日市インターチェンジを含む。））	
	高速自動車国道中央自動車道長野線（岡谷市から安曇野市まで（豊科インターチェンジを含む。））	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道（富山県下新川郡朝日町から米原市まで（朝日インターチェンジを含む。））	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線（愛知県海部郡飛鳥村から甲賀市まで（（仮称）甲賀土山インターチェンジを含まない。））	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲勢和線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線（小浜市から敦賀市まで（（仮称）小浜インターチェンジを含まない。））	
	一般国道1号（新湘南バイパス）	
	一般国道1号（西湘バイパス）	
	一般国道138号（東富士五湖道路）	
	一般国道271号（小田原厚木道路）	
	一般国道302号（伊勢湾岸道路）	
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））		
一般国道475号（東海環状自動車道）（豊田市から関市まで）		
一の路線	一般国道1号（箱根新道）	403
	一般国道16号（八王子バイパス）	2,606
	一般国道139号（西富士道路）	1,294
	一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））	455
合計		465,802

(注) 1. 当連結会計年度の機構からの賃借料を記載しております。

2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。
3. 当連結会計年度では実績収入が加算基準額を超えたため、超過額を賃借料として計上しております。なお、その金額は以下のとおりで、上記表の内数としております。

全国路線網	11,332百万円
一般国道1号（箱根新道）	129百万円
一般国道139号（西富士道路）	2百万円
一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））	33百万円

協定の概要につきましては、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等（1）機構と締結する協定」をご参照下さい。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

4. 当連結会計年度末までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着工及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	77,818	14,063 [ -]	昭和37年10月	平成32年度
高速自動車国道中央自動車道西宮線	16,894	171 [ 224]	昭和41年10月	平成32年度
高速自動車国道中央自動車道長野線	3,744	- [ -]	平成18年4月	平成32年度
高速自動車国道第一東海自動車道	94,619	16,550 [ -]	平成10年1月	平成29年度
高速自動車国道東海北陸自動車道	138,821	55,949 [ -]	昭和54年3月	平成21年度
高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	3,505,503	390,325 [ -]	平成5年12月	平成32年度
高速自動車国道中部横断自動車道	281,893	1,912 [9,761]	平成5年12月	平成29年度
高速自動車国道北陸自動車道	4,212	- [ -]	平成18年4月	平成32年度
高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線	221,940	27,703 [ -]	昭和58年8月	平成23年度
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	437,893	23,457 [ -]	平成5年12月	平成30年度
高速自動車国道近畿自動車道尾鷲勢和線	96,430	11,758 [ -]	平成5年12月	平成24年度
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	248,632	15,969 [ -]	平成11年1月	平成26年度
一般国道1号(新湘南バイパス)	5,134	- [ -]	平成30年4月	平成32年度
一般国道271号(小田原厚木道路)	71	0 [ -]	平成4年8月	平成22年度
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	233,378	12,817 [ -]	平成16年6月	平成24年度
一般国道475号(東海環状自動車道)	32,438	134 [ -]	平成19年4月	平成32年度
計	5,399,428	570,813 [9,986]	-	-

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。  
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。



3. 当連結会計年度末における既支払額であります。なお、当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[ ]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しております。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において122,768百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で30,849百万円と見込んでおります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	—
計	130,000,000	130,000,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成17年10月 1 日	130,000,000	130,000,000	65,000	65,000	65,000	65,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社はその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は1,000円です。

## (5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	2	—	—	—	—	—	—	2	—
所有株式数 (単元)	1,299,999	—	—	—	—	—	—	1,299,999	100
所有株式数の 割合 (%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

## (6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	129,940,882	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	59,118	0.05
計	—	130,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 129,999,900	1,299,999	—
単元未満株式	普通株式 100	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,299,999	—

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、当面、財務体質を強化することとし、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業に係る利益につきましては、将来の道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため「高速道路事業積立金」として、高速道路事業以外の事業に係る利益につきましては、経営基盤の確立に向けた資本充実と今後の設備投資に備えるため「別途積立金」として積み立てております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会となります。

## 4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

## 5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	—	矢野 弘典	昭和16年1月1日生	昭和38年4月 株式会社東芝入社 平成9年6月 同 欧州総代表 平成10年1月 東芝ヨーロッパ社社長(兼務) 平成11年1月 日本経営者団体連盟(現社団法人日本経済団体連合会)入職、理事 平成12年5月 同 常務理事 平成14年5月 同 専務理事 平成18年6月 当社代表取締役会長(現)	(注2)	—
代表取締役社長	コーポレート部門(情報システム部)担当、高速道路事業部門(建設事業本部及び保全・サービス事業本部)担当	高橋 文雄	昭和23年2月3日生	昭和47年4月 日本道路公団入社 平成12年8月 同 東京第二管理局局長 平成14年2月 同 東京管理局東局長 平成14年4月 同 東京建設局長 平成15年5月 同 総合情報推進役 平成17年7月 同 中日本会社移行本部長 平成17年10月 当社代表取締役社長(現)	(注2)	—
専務取締役	コーポレート部門(監査部、経営企画部、経理部、人事部及びグループ管理部)担当	山本 正明	昭和18年11月24日生	昭和42年4月 宇部興産株式会社入社 昭和47年2月 オリエン特・リース株式会社(現 オリックス株式会社)入社 平成8年2月 同 経理部長 平成13年6月 同 常勤監査役 平成15年6月 同 取締役 平成17年10月 当社専務取締役(現)	(注2)	—
常務取締役	関連事業本部担当	原田 裕	昭和26年3月7日生	昭和48年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成12年7月 同 理財局国有財産審査課長 平成13年1月 同 理財局国有財産審理課長 平成13年10月 同 造幣局総務部長 平成16年5月 同 北海道財務局長 平成17年10月 当社常務取締役(現) 平成17年12月 中日本エクス株式会社代表取締役社長(現)	(注2)	—
常務取締役	コーポレート部門(契約審査部及び総務部)担当	西山 颯	昭和17年11月18日生	昭和40年4月 トヨタ自動車工業(現トヨタ自動車)株式会社入社 平成2年2月 同 欧州事業部主査 平成3年8月 同 欧州事業部長 平成4年1月 同 欧州・アフリカ事業部長 平成6年1月 米国トヨタ自動車販売株式会社上級副社長兼財務役 平成10年6月 株式会社東海理化電機製作所常務取締役 平成13年6月 同 代表取締役専務取締役 平成18年6月 当社監査役(常勤) 平成19年6月 当社常務取締役(現)	(注3)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	高橋 達治	昭和21年7月30日生	昭和45年4月 日本道路公団入社 平成13年4月 同 北海道支社長 平成14年11月 同 本社調査役(本社付) 平成15年5月 同 参与 平成17年10月 当社監査役(常勤)(現)	(注4)	—
監査役 (常勤)	—	別府 正之助	昭和15年1月2日生	昭和33年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成7年4月 同 監査部長 平成12年6月 同 常勤監査役 平成16年2月 日本道路公団参与 平成17年10月 当社常務取締役 平成19年6月 当社監査役(常勤)(現)	(注5)	—
監査役	—	川口 文夫	昭和15年9月8日生	昭和39年4月 中部電力株式会社入社 平成5年7月 同 支配人資材部長 平成9年6月 同 取締役資材部長 平成11年6月 同 取締役名古屋支店長 平成11年12月 同 常務取締役名古屋支店長 平成13年6月 同 代表取締役社長 平成17年10月 当社監査役(現) 平成18年6月 中部電力株式会社 代表取締役会長(現)	(注4)	—
監査役	—	石塚 博司	昭和9年11月16日生	昭和37年4月 早稲田大学商学部助手 昭和40年4月 同 専任講師 昭和42年4月 同 助教授 昭和47年4月 同 教授 昭和63年9月 同 産業経営研究所長 平成4年9月 同 商学部長 平成6年11月 同 常任理事(副総長) 平成15年4月 同 会計研究所長 平成16年6月 日本道路公団監事 平成17年10月 当社監査役(現)	(注4)	—
計						—

(注) 1. 川口文夫及び石塚博司は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 平成18年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から平成20年6月開催の定時株主総会の終結の時まで
3. 平成19年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成20年6月開催の定時株主総会の終結の時まで
4. 平成18年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から平成22年6月開催の定時株主総会の終結の時まで
5. 平成19年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成22年6月開催の定時株主総会の終結の時まで

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

### (2) 会社の機関の内容等

#### ① 会社の機関の基本説明

##### (a) 取締役会

取締役会は、社内取締役5名で構成され、経営の方針、法令及び定款で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程に則り、月1回開催を原則とし、さらに必要に応じて随時開催し、法令に定められた事項のほか、必要と認められる事項について決議・報告を行うとともに、迅速かつ的確な意思決定がなされております。

##### (b) 経営会議

経営会議は、会長の指名する取締役及び執行役員で構成され、全社的に影響を及ぼす重要事項について討議・審議等するものであり、経営会議規程に則り隔週の開催を原則としています。

##### (c) 人事・倫理委員会

当社は、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の審議を行うために、会長の諮問機関として人事・倫理委員会を設けております。なお、委員の過半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

##### (d) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち2名が社外監査役であります。

監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、必要があると認めるときには意見を述べるとともに、監査役監査の実施等により取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

#### ② コンプライアンスの取り組み状況

コンプライアンスについては、高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範及び倫理行動規準等を定め、役員及び社員が法令、定款、社内規程及び社会規範等を遵守して職務を執行するとともに、法令遵守活動に関する人事・倫理委員会を設置するほか、社内外における通報・相談窓口の開設等により、コンプライアンス体制の推進を図っております。さらに、役員・社員の法令遵守及び倫理意識の向上を図るため、外部講師による講演会等の啓発活動やコンプライアンス・マニュアル等の教育関係資料を整備し周知を図るとともに、各部門が進めるコンプライアンスの取り組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、啓発・支援等を行っております。

#### ③ 監査役監査及び内部監査の状況

監査役監査は、監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当として専任の監査役スタッフを置いております。監査役スタッフの人事異動については監査役の同意を必要とすることとしており、取締役からの独立性を確保しております。

また、内部監査部門として監査部を設置し、4名のスタッフを置いて社内規程である内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は会長まで報告されます。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内



部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとしております。

④ 会計監査の状況

当社の会計監査人は新日本監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員 秦 博文	新日本監査法人
指定社員 谷口 定敏	新日本監査法人
指定社員 平野 晃	新日本監査法人
指定社員 小林 幸宏	新日本監査法人

- (注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。  
 2. 同監査法人は、既に自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。  
 3. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士8名及びその他3名で構成されております。

⑤ 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について  
 当社の社外監査役2名と当社とは、特段の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬

区分	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬	6名	91百万円	4名	36百万円	10名	128百万円
株主総会決議に基づく退職慰労金	1名	1百万円	—	—	1名	1百万円
計	—	92百万円	—	36百万円	—	129百万円

- (注) 取締役の報酬支給人員には、当事業年度中に退任した取締役1名（近藤剛氏<2006年6月27日退任。退任時役職は代表取締役会長>）が含まれています。

#### (4) 会計監査人に対する報酬

##### ① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

- |  |       |
|--|-------|
| 1) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務の対価として支払うべき額 | 41百万円 |
| 2) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として支払うべき額          | 8百万円  |

合 計

49百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記1)の金額には証券取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。

2. 上記2)の業務の内容は、当社は、会計監査人に対し公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である普通社債発行にかかるコンフォートレター作成業務等を委託し対価を支払っております。

##### ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

56百万円

#### (5) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じており、さらに、これらのリスクを全社的観点から組織横断的に統括して管理していく体制を構築し、リスク管理の充実、強化に取り組んでおります。

#### (6) 連結会社の企業統治に関する事項

当社グループに属することとなる会社の設立等及びその経営管理に関する社内規程を整備し、当社グループの企業価値の最大化に努めております。

#### (7) 内部統制システムの構築にかかる取締役会の決議

平成18年5月12日開催の取締役会において、以下の項目について「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を決議しております。なお、社内的重要会議を見直したこと等により、平成18年9月7日開催の取締役会においてその内容について一部改正を行っております。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(注) 1. 子会社の機関設計を取締役会設置会社に変更したこと等により、平成19年5月14日開催の取締役会において、上記⑤の内容について一部改正を行っております。

2. 社内的重要会議を見直したこと等により、平成19年6月7日開催の取締役会において、上記①から④までの内容について一部改正を行っております。

#### (8) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(9) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」

（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）及び当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について新日本監査法人により監査を受けております。

なお、前連結会計年度及び前事業年度に係る監査報告書は、平成19年2月19日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金			134,299		70,440
2. 高速道路事業営業未収 入金			38,419		44,064
3. 未収入金			22,559		17,252
4. 短期貸付金	※2		44,918		30,000
5. 有価証券			9,999		—
6. 仕掛道路資産			339,039		583,014
7. たな卸資産			1,585		1,522
8. 受託業務前払金			5,942		4,719
9. 繰延税金資産			1,305		1,687
10. その他			8,555		14,761
貸倒引当金			△101		△36
流動資産合計			606,523	74.5	767,425
II 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物		15,976		29,456	
減価償却累計額		514	15,462	2,352	27,104
(2) 構築物		20,387		22,667	
減価償却累計額		546	19,840	1,717	20,949
(3) 機械装置		37,140		45,648	
減価償却累計額		1,817	35,322	6,488	39,160
(4) 車両運搬具		5,504		5,679	
減価償却累計額		819	4,684	2,558	3,120
(5) 工具器具備品		5,549		6,325	
減価償却累計額		501	5,047	1,833	4,491
(6) 土地			115,686		115,068
(7) 建設仮勘定			1,661		4,619
有形固定資産合計			197,705	24.3	214,513

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
2. 無形固定資産			4,512	0.6	5,513	0.6
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券	※3		286		532	
(2) 長期貸付金			111		105	
(3) 長期前払費用			3,852		2,959	
(4) 繰延税金資産			—		798	
(5) その他			1,356		3,682	
貸倒引当金			△541		△535	
投資その他の資産合計			5,066	0.6	7,541	0.8
固定資産合計			207,284	25.5	227,569	22.9
Ⅲ 繰延資産						
1. 道路建設関係社債発行 費			210		568	
2. 道路建設関係社債発行 差金			148		—	
繰延資産合計			358	0.0	568	0.0
資産合計	※1		814,166	100.0	995,564	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 1年以内返済予定長期 借入金		3,415		4,488	
2. 高速道路事業営業未払 金		105,999		95,823	
3. 未払金		17,352		13,899	
4. 未払法人税等		13,087		3,653	
5. 賞与引当金		1,575		1,568	
6. 引継道路施設撤去引当 金		55		—	
7. ハイウェイカード偽造 損失補てん引当金		670		566	
8. 回数券払戻引当金		36		1	
9. その他		64,759		22,522	
流動負債合計		206,951	25.4	142,522	14.3
II 固定負債					
1. 道路建設関係社債	※1	100,000		264,289	
2. 道路建設関係長期借入 金		271,500		328,497	
3. 長期借入金		33,323		28,834	
4. 退職給付引当金		46,215		48,335	
5. 役員退職慰労引当金		7		14	
6. ETCマイレージサー ビス引当金		5,988		8,444	
7. その他		7,633		13,778	
固定負債合計		464,668	57.1	692,194	69.5
負債合計		671,619	82.5	834,716	83.8

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資本の部)					
I 資本金	※5	65,000	8.0	—	—
II 資本剰余金		65,000	8.0	—	—
III 利益剰余金		12,547	1.5	—	—
資本合計		142,547	17.5	—	—
負債及び資本合計		814,166	100.0	—	—
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		—	—	65,000	6.5
2. 資本剰余金		—	—	71,650	7.2
3. 利益剰余金		—	—	24,196	2.5
株主資本合計		—	—	160,847	16.2
純資産合計		—	—	160,847	16.2
負債純資産合計		—	—	995,564	100.0



②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 営業収益			359,611	100.0		690,267	100.0
II 営業費用	※1						
1. 道路資産賃借料		206,851			465,802		
2. 高速道路等事業管理費 及び売上原価		103,918			149,310		
3. 販売費及び一般管理費	※2	26,069	336,839	93.7	56,328	671,441	97.3
営業利益			22,771	6.3		18,825	2.7
III 営業外収益							
1. 受取利息		22			167		
2. 土地物件貸付料		298			525		
3. 持分法による投資利益		3			202		
4. 原因者負担収入		402			865		
5. その他		624	1,351	0.4	745	2,506	0.4
IV 営業外費用							
1. 支払利息		321			630		
2. ハイウェイカード払戻 費用		118			—		
3. たな卸資産廃棄損		—			237		
4. その他		111	552	0.2	273	1,140	0.2
経常利益			23,570	6.5		20,191	2.9
V 特別利益							
1. 固定資産売却益	※3	273			195		
2. 固定資産計上額修正益		—			153		
3. 未払金消却益		—			137		
4. その他		—	273	0.1	46	532	0.1
VI 特別損失							
1. 固定資産売却損	※4	162			164		
2. 前期損益修正損	※5	—			225		
3. 偽造ハイウェイカード 損失		—			310		
4. 固定資産評価額調整損	※6	—	162	0.0	120	820	0.1

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
税金等調整前当期純利益			23,682	6.6		19,903	2.9
法人税、住民税及び事業税		12,440			9,435		
法人税等調整額		△640	11,799	3.3	△1,181	8,253	1.2
当期純利益			11,882	3.3		11,649	1.7

③【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

連結剰余金計算書

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
(資本剰余金の部)			
I 資本剰余金期首残高			65,000
II 資本剰余金期末残高			65,000
(利益剰余金の部)			
I 利益剰余金期首残高			—
II 利益剰余金増加高			
1. 当期純利益		11,882	
2. 民営化に伴う税効果調 整額		664	12,547
III 利益剰余金期末残高			12,547

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	65,000	65,000	12,547	142,547	142,547
連結会計年度中の変動額					
固定資産他評価額等の調整 (注)		6,650		6,650	6,650
当期純利益			11,649	11,649	11,649
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	6,650	11,649	18,299	18,299
平成19年3月31日 残高 (百万円)	65,000	71,650	24,196	160,847	160,847

(注) 資本剰余金の変動額は、当社成立時に道路公団より承継した固定資産他評価額等の調整によるものであります。

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		23,682	19,903
減価償却費		4,559	12,031
持分法による投資利益		△3	△202
退職給付引当金の増加額 (△減少額)		824	120
賞与引当金の増加額 (△減少額)		△176	△6
E T Cマイレージサービス引当金の増加額 (△減少額)		4,592	2,456
貸倒引当金の増加額 (△減少額)		78	△70
受取利息及び受取配当金		△22	△167
支払利息		2,486	7,004
固定資産売却損益		△111	△30
固定資産除却損		1,326	1,071
売上債権の減少額 (△増加額)		△3,381	13,055
たな卸資産の減少額 (△増加額)		△98,517	△243,512
仕入債務の増加額 (△減少額)		56,923	△22,039
受託業務前受金の純増加額 (△減少額)		1,718	—
その他		13,900	△45,310
小計		7,879	△255,697
利息及び配当金の受取額		22	164
利息の支払額		△2,241	△6,706
法人税等の支払額		—	△26,150
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,660	△288,389

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー			
定期預金の預入による 支出		—	△10,000
定期預金の払戻による 収入		—	4,000
投資有価証券の取得に よる支出		—	△42
固定資産の取得による 支出		△12,120	△9,219
固定資産の売却による 収入		1,130	883
営業譲受による支出		—	△4,598
その他		766	△307
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△10,224	△19,285
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー			
長期借入れによる収入		37,000	79,840
長期借入金返済による 支出		△36,255	△28,836
道路建設関係社債の発 行による収入		99,519	163,895
財務活動によるキャッ シュ・フロー		100,264	214,898
IV 現金及び現金同等物に係 る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増 加額 (△減少額)		95,700	△92,776
VI 現金及び現金同等物の期 首残高		93,510	189,210
VII 現金及び現金同等物の期 末残高	※	189,210	96,434

(注) 1. 前連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の減少額 (△は増加額) △98,517百万円には、機構法第15条第1項により機構に帰属したたな卸資産の額31,957百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△36,255百万円には、同項の規定により機構が行った債務引受の額34,850百万円が含まれております。

2. 当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△28,836百万円には、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額△22,843百万円が含まれております。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増加額△243,512百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額△24,087百万円が含まれております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>連結子会社の数 1社</p> <p>連結子会社の名称 中日本エクシス(株)</p> <p>中日本エクシス(株)は、平成17年12月8日付けで、当社のサービスエリア・パーキングエリア事業の子会社として100%出資で設立し、連結の範囲に含めております。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1)連結子会社の数 3社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>中日本エクシス(株)</p> <p>中日本エクストール横浜(株)</p> <p>中日本エクストール名古屋(株)</p> <p>なお、中日本エクストール横浜(株)及び中日本エクストール名古屋(株)は、平成18年10月30日付けで、高速道路の料金收受業務の会社として100%出資で設立し、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2)非連結子会社の数 1社</p> <p>非連結子会社の名称</p> <p>中日本ハイウェイ・パトロール(株)</p> <p>(連結の範囲から除いた理由)</p> <p>中日本ハイウェイ・パトロール(株)は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1)持分法適用の関連会社数 1社</p> <p>会社の名称 北陸高速道路ターミナル(株)</p> <p>(2) 持分法を適用していない関連会社(株ウェイザ他13社)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1)持分法適用の関連会社数 2社</p> <p>会社の名称 北陸高速道路ターミナル(株)</p> <p>(株)NEXCOシステムズ</p> <p>なお、前連結会計年度において持分法を適用していない関連会社であった(株)NEXCOシステムズ(株)高速道路計算センターより社名変更)は、重要性が増したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めることとしております。</p> <p>(2)持分法を適用していない非連結子会社(中日本ハイウェイ・パトロール(株)及び関連会社(株)ウェイザ他9社)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p>
<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>				
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>② たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">構築物</td> <td style="text-align: right;">7年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;">5年～17年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>② 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>① 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p> <p>② 道路建設関係社債発行差金 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p>	構築物	7年～50年	機械装置	5年～17年	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 満期保有目的の債券 同左</p> <p>② たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>商品、原材料、貯蔵品 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>① 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、前連結会計年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>
構築物	7年～50年				
機械装置	5年～17年				



<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(4)重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③引継道路施設撤去引当金 一般有料道路の国等への引継ぎに伴う将来の施設撤去等の支払に備えるため、当連結会計年度末における所要額を見積もり計上しております。</p> <p>④ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。</p> <p>⑤回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>⑥退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑦役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。</p>	<p>(4)重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③引継道路施設撤去引当金 一般有料道路の国等への引継ぎに伴う将来の施設撤去等の支払に備えるため、当連結会計年度末における所要額を見積もり計上しております。 なお、国等への引継ぎに伴う施設撤去工事が終了したため、当連結会計年度末における残高はありません。</p> <p>④ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>⑤回数券払戻引当金 同左</p> <p>⑥退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。 なお、執行役員に対する退職給付を含んでおり、その計上基準は役員退職慰労引当金と同様であります。</p> <p>⑦役員退職慰労引当金 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>⑧ ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <hr/> <p>(5)重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ①収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。また、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>②消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>⑧ ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>⑨カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>なお、当連結会計年度においては、ポイントの交換実績が発生していないため、当連結会計年度末における残高はありません。</p> <p>(5)重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ①収益及び費用の計上基準 同左</p> <p>②消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p>
<p>6. 連結調整勘定の償却に関する事項 連結調整勘定は、効果の発現期間が見積もり可能なものはその期間とし、それ以外については、5年間の償却としております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。</p> <p>7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 _____</p>	<p>6. 連結調整勘定の償却に関する事項 _____</p> <p>7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんは、効果の発現期間が見積もり可能なものはその期間とし、それ以外については、5年間の償却としております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について、連結会計年度中に確定した利益処分に基づき作成しております。</p>	<p>8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 _____</p>
<p>9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は160,847百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当連結会計年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、前連結会計年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金148百万円は、当連結会計年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準(企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書)」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しております。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「預り金」(当連結会計年度3,119百万円)、「受託業務前受金」(当連結会計年度4,958百万円)及び「前受金」(当連結会計年度11,515百万円)は、負債及び純資産の100分の5以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「ハイウェイカード払戻費用」(当連結会計年度23百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度において区分掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「受託業務前受金の純増加額(△減少額)」(当連結会計年度△3,111百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p>

追加情報

<p>前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(固定資産評価額等の調整)</p> <p>国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当連結会計年度において、6,650百万円(建物22百万円、構築物1,656百万円、機械及び装置3,886百万円、車両運搬具△378百万円、工具、器具及び備品49百万円、土地41百万円、建設仮勘定276百万円、無形固定資産0百万円、仕掛道路資産1,096百万円)を調整し、資本剰余金を同額増加させております。</p> <p>これに伴う減価償却累計額の調整額120百万円は、当連結会計年度の特別損失に計上しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)																				
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債100,000百万円の担保に供しております。</p> <p>※2 短期貸付金には現先が44,912百万円含まれており、社債等を担保資産として保有しております。その決算日現在の時価は、44,766百万円であります。</p> <p>※3 関連会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">投資有価証券(株式) 286百万円</p> <p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">機構</td> <td style="text-align: right;">11,757,203百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">70,063百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">51,522百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">11,878,788百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">機構</td> <td style="text-align: right;">34,850百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 40px;">なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が34,850百万円減少しております。</p>	機構	11,757,203百万円	東日本高速道路	70,063百万円	西日本高速道路	51,522百万円	計	11,878,788百万円	機構	34,850百万円	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債264,289百万円(額面額265,000百万円)の担保に供しております。</p> <p>※2 短期貸付金には現先が29,993百万円含まれており、社債等を担保資産として保有しております。その決算日現在の時価は、29,997百万円であります。</p> <p>※3 関連会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">投資有価証券(株式) 532百万円</p> <p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">機構</td> <td style="text-align: right;">10,083,127百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">55,076百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">862百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">10,139,065百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">機構</td> <td style="text-align: right;">39,850百万円</td> </tr> </table>	機構	10,083,127百万円	東日本高速道路	55,076百万円	西日本高速道路	862百万円	計	10,139,065百万円	機構	39,850百万円
機構	11,757,203百万円																				
東日本高速道路	70,063百万円																				
西日本高速道路	51,522百万円																				
計	11,878,788百万円																				
機構	34,850百万円																				
機構	10,083,127百万円																				
東日本高速道路	55,076百万円																				
西日本高速道路	862百万円																				
計	10,139,065百万円																				
機構	39,850百万円																				

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>※5 当社の発行済株式総数は、普通株式130,000千株 であります。</p>	<p>②道路公団から承継した借入金のうち、国からの 借入金については、以下のとおり連帯して債務を 負っております。</p> <p>機構 17,843百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借 入金当連結会計年度で22,843百万円減少しており ます。</p> <p>※5 _____</p>



## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																						
<p>※1 営業費用に含まれる研究開発費の総額は、543百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給与手当・賞与</td> <td style="text-align: right;">2,424百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">862百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">591百万円</td> </tr> <tr> <td>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">454百万円</td> </tr> <tr> <td>E T Cマイレージサービス引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,988百万円</td> </tr> <tr> <td>利用促進費</td> <td style="text-align: right;">11,805百万円</td> </tr> </table> <p>※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">土地</td> <td style="text-align: right;">270百万円</td> </tr> <tr> <td>建物他</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">273百万円</td> </tr> </table> <p>※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">107百万円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具他</td> <td style="text-align: right;">36百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">162百万円</td> </tr> </table> <p>※5 _____</p> <p>※6 _____</p>	給与手当・賞与	2,424百万円	役員退職慰労引当金繰入額	5百万円	賞与引当金繰入額	862百万円	退職給付費用	591百万円	ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額	454百万円	E T Cマイレージサービス引当金繰入額	5,988百万円	利用促進費	11,805百万円	土地	270百万円	建物他	3百万円	計	273百万円	建物	107百万円	構築物	17百万円	車両運搬具他	36百万円	計	162百万円	<p>※1 営業費用に含まれる研究開発費の総額は、386百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給与手当・賞与</td> <td style="text-align: right;">7,681百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">566百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">813百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">5,806百万円</td> </tr> <tr> <td>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">566百万円</td> </tr> <tr> <td>E T Cマイレージサービス引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">8,444百万円</td> </tr> <tr> <td>利用促進費</td> <td style="text-align: right;">17,111百万円</td> </tr> </table> <p>※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">土地他</td> <td style="text-align: right;">195百万円</td> </tr> </table> <p>※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">106百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具他</td> <td style="text-align: right;">27百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">164百万円</td> </tr> </table> <p>※5 前期損益修正損 厚木労働基準監督署の指導に基づく前年度時間外手当であります。</p> <p>※6 固定資産評価額調整損 当社成立時の固定資産評価額調整に伴い、減価償却累計額の調整を実施したものであります。</p>	給与手当・賞与	7,681百万円	役員退職慰労引当金繰入額	9百万円	賞与引当金繰入額	566百万円	退職給付費用	813百万円	業務委託費	5,806百万円	ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額	566百万円	E T Cマイレージサービス引当金繰入額	8,444百万円	利用促進費	17,111百万円	土地他	195百万円	建物	106百万円	土地	31百万円	車両運搬具他	27百万円	計	164百万円
給与手当・賞与	2,424百万円																																																						
役員退職慰労引当金繰入額	5百万円																																																						
賞与引当金繰入額	862百万円																																																						
退職給付費用	591百万円																																																						
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額	454百万円																																																						
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	5,988百万円																																																						
利用促進費	11,805百万円																																																						
土地	270百万円																																																						
建物他	3百万円																																																						
計	273百万円																																																						
建物	107百万円																																																						
構築物	17百万円																																																						
車両運搬具他	36百万円																																																						
計	162百万円																																																						
給与手当・賞与	7,681百万円																																																						
役員退職慰労引当金繰入額	9百万円																																																						
賞与引当金繰入額	566百万円																																																						
退職給付費用	813百万円																																																						
業務委託費	5,806百万円																																																						
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額	566百万円																																																						
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	8,444百万円																																																						
利用促進費	17,111百万円																																																						
土地他	195百万円																																																						
建物	106百万円																																																						
土地	31百万円																																																						
車両運搬具他	27百万円																																																						
計	164百万円																																																						

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)
現金及び預金勘定 134,299百万円 取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来するコマーシャルペーパー (有価証券勘定) 9,999百万円 契約期間が3ヶ月以内の売戻条件 付現先(短期貸付金勘定) 44,912百万円 現金及び現金同等物 <u>189,210百万円</u>	現金及び預金勘定 70,440百万円 契約期間が3ヶ月以内の売戻条件 付現先(短期貸付金勘定) 29,993百万円 計 <u>100,434百万円</u> 預入期間3ヶ月超の定期預金 <u>△4,000百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>96,434百万円</u>



<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(注1) 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>(注2) 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。</p>	<p>(注1) 同左</p> <p>(注2) 同左</p>

(有価証券関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)

1. 時価評価されていない有価証券の内容

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日)
	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 コマーシャルペーパー	9,999
合計	9,999

2. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	前連結会計年度 (平成18年3月31日)			
	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券 コマーシャルペーパー	9,999	—	—	—
合計	9,999	—	—	—

当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。  
なお、前連結会計年度においては、連結子会社は退職一時金制度を設けておりますが、従業員に該当するものではありません。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成18年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成19年3月31日) (百万円)
イ. 退職給付債務	△65,425	△74,833
ロ. 年金資産	21,212	27,719
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△44,213	△47,114
ニ. 未認識数理計算上の差異	△2,002	△1,218
ホ. 未認識過去勤務債務 (債務の減額)	—	—
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△46,215	△48,332
ト. 前払年金費用	—	—
チ. 退職給付引当金 (ヘ+ト)	△46,215	△48,332

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (百万円)
イ. 勤務費用	1,028	2,375
ロ. 利息費用	643	1,434
ハ. 期待運用収益	△47	△1,531
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	—	△133
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	—	—
ヘ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	1,624	2,145

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%	2.0%
ハ. 期待運用収益率	0.5%	6.0%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	15年  (各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	15年  同左

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。



## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳	
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金 201百万円	貸倒引当金 188百万円
賞与引当金 635百万円	賞与引当金 635百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 270百万円	ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 228百万円
未払事業税 1,125百万円	未払事業税 330百万円
退職給付引当金 18,639百万円	退職給付引当金 19,531百万円
E T Cマイレージサービス引当金 2,415百万円	E T Cマイレージサービス引当金 3,407百万円
その他 187百万円	その他 706百万円
繰延税金資産小計 23,475百万円	繰延税金資産小計 25,027百万円
評価性引当額 △22,169百万円	評価性引当額 △22,255百万円
繰延税金資産合計 1,305百万円	繰延税金資産合計 2,771百万円
	繰延税金負債
	還付事業税否認 △249百万円
	その他 △35百万円
	繰延税金負債小計 △285百万円
	繰延税金資産(負債)の純額 2,486百万円
	(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。
	流動資産－繰延税金資産 1,687百万円
	固定資産－繰延税金資産 798百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率 40.3%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
(調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。
評価性引当額 9.6%	
その他 △0.1%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 49.8%	

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	その他（関連）事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	330,354	29,257	359,611	—	359,611
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	330,354	29,257	359,611	—	359,611
営業費用	310,354	26,484	336,839	—	336,839
営業利益	19,999	2,772	22,771	—	22,771
II. 資産、減価償却費及び資本的 支出					
資産	484,988	123,153	608,142	206,024	814,166
減価償却費	3,494	231	3,726	782	4,509
資本的支出	24,903	393	25,297	4,836	30,133

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業		業務内容
高速道路事業	建設事業	高速道路の新設、改築
	保全・サービス事業	高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理
その他（関連）事業		受託事業、休憩所事業、トラックターミナル事業等

3. 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、206,024百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金（預金、短期貸付金及び有価証券）及び共通部門に関わる資産等です。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連）事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	635,666	25,799	28,801	690,267	—	690,267
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	17	—	0	18	(18)	—
計	635,684	25,799	28,802	690,285	(18)	690,267
営業費用	626,011	16,258	29,190	671,459	(18)	671,441
営業利益又は営業損益（△）	9,672	9,540	△387	18,825	0	18,825
II. 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	725,831	140,560	7,463	873,855	121,708	995,564
減価償却費	8,424	1,482	12	9,919	2,112	12,031
資本的支出	27,891	16,202	201	44,295	3,495	47,790

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業	業務内容	
高速道路事業	建設事業	高速道路の新設、改築
	保全・サービス事業	高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理
休憩所事業	高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営	
その他（関連）事業	受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等	

3. 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、121,708百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金（預金、短期貸付金及び有価証券）及び共通部門に関わる資産等です。

#### 4. 事業区分の変更

従来、「高速道路事業」「その他（関連）事業」の2区分としておりましたが、「その他（関連）事業」に含めていた「休憩所事業」について、全セグメントに占める重要性が高まったため、当連結会計年度より区分表示し、3区分に変更しております。

また、前連結会計年度のセグメント情報を、当連結会計年度において用いた事業区分の方法により区分すると次のとおりとなります。

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連）事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
<b>I. 売上高及び営業損益</b>						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	330,354	2,892	26,364	359,611	—	359,611
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	330,354	2,892	26,364	359,611	—	359,611
営業費用	310,354	666	25,818	336,839	—	336,839
営業利益	19,999	2,226	546	22,771	—	22,771
<b>II. 資産、減価償却費及び資本的支出</b>						
資産	484,988	110,097	13,055	608,142	206,024	814,166
減価償却費	3,494	231	—	3,726	782	4,509
資本的支出	24,903	393	—	25,297	4,836	30,133

#### 【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

#### 【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	—	国土交通行政	(被所有)直接 99.95%	なし	道路の新設等の受託等	受託事業収入等	25,103	未収入金	441
								受託業務前受金の受入	7,076	受託業務前受金	7,105

(注) 受託業務前受金を除き、取引金額には消費税は含まれておりません。

## (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	機構	東京都港区	4,463,874	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	206,851	高速道路事業営業未払金	39,614
							債務の引渡及び借入金の連帯債務	債務の引渡及び債務保証 (注2)	34,850	—	—
							借入金の連帯債務	債務保証 (注3)	11,757,203	—	—
								当社借入に対する債務被保証 (注4)	58,038	—	—
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	東日本高速道路	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	なし	なし	借入金の連帯債務	債務保証 (注3)	70,063	—	—
								当社借入に対する債務被保証 (注4)	58,038	—	—
							料金収入等の精算等	料金収入等の精算金の受入	9,038	高速道路事業営業未収入金	8,853
								料金収入等の精算金の支払	15,822	高速道路事業営業未払金	397
							民営化に伴うETC前受金の精算	ETC前受金の精算	—	預り金	11,171
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	西日本高速道路	大阪市北区	47,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	なし	なし	借入金の連帯債務	債務保証 (注3)	51,522	—	—
								当社借入に対する債務被保証 (注4)	58,038	—	—
							料金収入等の精算等	料金収入等の精算金の支払	15,866	—	—
							民営化に伴うETC前受金の精算	ETC前受金の精算	—	預り金	8,554

- (注) 1. 民営化関係法施行法第24条の規定により国土交通大臣が策定した暫定協定に基づき支払を行っております。
2. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

3. 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）について、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）に対して、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 取引金額及び期末残高には、保証債務を除き、消費税等が含まれております。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等)	国土交通 省 (国土交 通大臣)	東京都 千代田区	—	国土交通 行政	(被所有) 直接 99.95%	なし	道路の 新設等 の受託 等	受託業務前 受金の受入	12,701	受託業務 前受金	988

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社及び国土交通省との間で、受託する道路の新設等の工事について協議の上、協定を締結しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自己の計算に おいて所有 している会社	機構	東京都 港区	4,463,874	高速道路 に係る道路 資産の保有及び 会社への貸付け、 承継債務の返済等	なし	なし	道路資産 の借受	道路資産賃 借料の支払 (注1)	465,802	高速道路 事業営業 未払金	51,831
							債務の 引渡及び借入 金の連帯債務	債務の引渡 及び債務保 証 (注2)	22,843	—	—
							借入金 の連帯 債務	債務保証 (注3)	10,083,127	—	—
								債務保証 (注4)	34,850	—	—
								当社借入に 対する債務 被保証 (注5)	49,623	—	—
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自己の計算に おいて所有 している会社	東日本高 速道路	東京都 千代田区	52,500	高速道路 の新設、 改築、維持、修繕 その他の 管理等	なし	なし	借入金 の連帯 債務	債務保証 (注3)	55,076	—	—
							当社借入に 対する債務 被保証 (注5)	49,623	—	—	
							料金収 入等の 精算等	料金収入等 の精算金の 支払 (注6)	13,812	高速道路 事業営業 未払金	1,870
							民営化 に伴う ETC前 受金の 精算	ETC前受金 の精算金の 支払	11,171	—	—
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自己の計算に おいて所有 している会社	西日本高 速道路	大阪市 北区	47,500	高速道路 の新設、 改築、維持、修繕 その他の 管理等	なし	なし	借入金 の連帯 債務	当社借入に 対する債務 被保証 (注5)	49,623	—	—
							民営化 に伴う ETC前 受金の 精算	ETC前受金 の精算金の 支払	8,554	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社及び機構との間の道路資産の貸付料を含む協定について、協議の上、締結しております。



2. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務のうち、5,000百万円については東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して、17,843百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）について、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に前連結会計年度までに引き渡した額について、当社は、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. 民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）に対して、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
6. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
相互の申し合わせにより、精算処理を行っております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(当社による事業譲受)

1. 企業結合の概要

相手企業等の名称	道路サービス機構及びハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	サービスエリア・パーキングエリアに関する営業用建物資産等の保有事業及び高速道路の高架下事業
企業結合を行った主な理由	主として、効率的なサービスエリア・パーキングエリア事業の実施のため
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	当社による事業譲受
結合後企業の名称	中日本高速道路株式会社
取得した議決権比率	_____

2. 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

(1) 取得した事業の取得原価

12,842百万円

(2) 取得原価の内訳

全て現金によっております。

4. 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額 15,593百万円

(主な内訳)

道路休憩所建物 12,568百万円

共用施設負担金 1,837百万円

構築物他 1,187百万円

(2) 負債の額 2,664百万円

(主な内訳)

長期借入金 2,578百万円

預り保証金 86百万円

(当社子会社の中日本エクシス(株)による事業譲受)

1. 企業結合の概要

相手企業等の名称	道路サービス機構及びハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	サービスエリア・パーキングエリアに関する店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業
企業結合を行った主な理由	効率的なサービスエリア・パーキングエリア事業の実施のため
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	中日本エクシス(株)による事業譲受
結合後企業の名称	中日本エクシス株式会社
取得した議決権比率	—————

2. 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

(1) 取得した事業の取得原価

△8,243百万円

(2) 取得原価の内訳

全て現金によっております。

4. 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額 5,347百万円

(主な内訳)

預金 4,694百万円

建設仮勘定 314百万円

商品他 338百万円

(2) 負債の額 8,896百万円

(主な内訳)

預り保証金 4,694百万円

建設協力預り金 2,195百万円

退職給付引当金 2,006百万円

## (1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	1,096.52円	1,237.28円
1株当たり当期純利益金額	91.41円	89.61円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益 (百万円)	11,882	11,649
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	11,882	11,649
普通株式の期中平均株式数 (千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																		
<p><b>I 営業の譲受</b></p> <p>当社及び連結子会社中日本エクシス(株)は、サービスエリア・パーキングエリア事業をより一層効率的に行うため、平成18年4月1日をもって、道路サービス機構及びハイウェイ交流センターから、サービスエリア・パーキングエリア事業を譲り受けました。</p> <p>また、当社は、平成18年4月1日をもって、両法人が行う高架下事業を譲り受けました。</p> <p>1. 譲り受けた相手の概要</p> <p>(1)道路サービス機構</p> <p>① 本社所在地 東京都文京区 ② 設立年月日 昭和40年5月27日 ③ 理事長 久保 博資 ④ 基本財産 15億円</p> <p>(2)ハイウェイ交流センター</p> <p>① 本社所在地 東京都千代田区 ② 設立年月日 平成10年7月1日 ③ 理事長 山下 宣博 ④ 基本財産 15億円</p> <p>2. 譲り受ける事業内容</p> <p>道路サービス機構及びハイウェイ交流センターが行うサービスエリア・パーキングエリア事業及び高架下事業</p> <p>3. 譲り受ける資産・負債の額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">資産価額</td> <td>20,941百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・道路休憩所建物 12,568百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・預金 4,780百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・共用施設負担金 1,837百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・構築物他 1,754百万円</td> </tr> <tr> <td>負債価額</td> <td>11,561百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・預り保証金 4,780百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・長期借入金 2,578百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・建設協力預り金 2,195百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・退職給付引当金 2,006百万円</td> </tr> </table> <p>4. その他</p> <p>中日本エクシス(株)は、平成18年4月1日の道路サービス機構及びハイウェイ交流センターからの事業承継に伴い、両法人から転籍社員245名を受け入れ、事業に着手しました。</p>	資産価額	20,941百万円		・道路休憩所建物 12,568百万円		・預金 4,780百万円		・共用施設負担金 1,837百万円		・構築物他 1,754百万円	負債価額	11,561百万円		・預り保証金 4,780百万円		・長期借入金 2,578百万円		・建設協力預り金 2,195百万円		・退職給付引当金 2,006百万円	<p><b>I 会社分割</b></p> <p>当社の中央研究所は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社における高速道路の管理及び建設にかかる既往技術の改善、また新技術の調査・研究及び技術開発を行ってききましたが、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社は、高速道路技術の粋を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を共同で行うため、平成19年4月2日に、中央研究所を3社共有の会社とし、高速総研として設立しました。</p> <p>&lt;分割の概要&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業内容</td> <td>高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発</td> </tr> <tr> <td>事業規模</td> <td>第2期運営費 4,853百万円 (注)</td> </tr> <tr> <td>分割の形態</td> <td>新設分割</td> </tr> <tr> <td>分割会社の名称</td> <td>株式会社高速道路総合技術研究所</td> </tr> <tr> <td>資産、負債及び純資産の額</td> <td>資産 2,041百万円 負債 23百万円 純資産 2,018百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>99名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。</td> </tr> </table> <p>(注) 第2期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)運営費は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の負担額の合計額であります。</p>	事業内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発	事業規模	第2期運営費 4,853百万円 (注)	分割の形態	新設分割	分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所	資産、負債及び純資産の額	資産 2,041百万円 負債 23百万円 純資産 2,018百万円	従業員数	99名	その他	高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。
資産価額	20,941百万円																																		
	・道路休憩所建物 12,568百万円																																		
	・預金 4,780百万円																																		
	・共用施設負担金 1,837百万円																																		
	・構築物他 1,754百万円																																		
負債価額	11,561百万円																																		
	・預り保証金 4,780百万円																																		
	・長期借入金 2,578百万円																																		
	・建設協力預り金 2,195百万円																																		
	・退職給付引当金 2,006百万円																																		
事業内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発																																		
事業規模	第2期運営費 4,853百万円 (注)																																		
分割の形態	新設分割																																		
分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所																																		
資産、負債及び純資産の額	資産 2,041百万円 負債 23百万円 純資産 2,018百万円																																		
従業員数	99名																																		
その他	高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。																																		

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
<b>II 社債の発行</b> 当社は、以下の条件で普通社債（政府保証債）を発行しました。			<b>II 社債の発行</b> 当社は、以下の条件で普通社債（政府保証債）を発行しました。		
区分	政府保証第5回 中日本高速道路債券	政府保証第6回 中日本高速道路債券	区分	政府保証第13回 中日本高速道路債券	政府保証第14回 中日本高速道路債券
発行総額	金200億円	金300億円	発行総額	金200億円	金200億円
利率	年2.0パーセント	年1.9パーセント	利率	年1.7パーセント	年1.9パーセント
発行価額	額面100円につき金100円	額面100円につき金99円20銭	発行価額	額面100円につき金99円60銭	額面100円につき金99円95銭
払込期日	平成18年5月22日	平成18年6月16日	払込期日	平成19年5月21日	平成19年6月18日
償還期日	平成28年5月20日	平成28年6月16日	償還期日	平成29年5月19日	平成29年6月16日
担保	一般担保	一般担保	担保	一般担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金
区分	政府保証第7回 中日本高速道路債券	政府保証第8回 中日本高速道路債券			
発行総額	金100億円	金100億円			
利率	年2.0パーセント	年2.0パーセント			
発行価額	額面100円につき金99円45銭	額面100円につき金99円60銭			
払込期日	平成18年7月18日	平成18年8月14日			
償還期日	平成28年7月15日	平成28年8月12日			
担保	一般担保	一般担保			
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金			
			なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</li> <li>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。</li> <li>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</li> </ol>		

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	政府保証第9回 中日本高速道路債券	政府保証第10回 中日本高速道路債券			
発行総額	金200億円	金200億円			
利率	年1.8パーセント	年1.8パーセント			
発行価額	額面100円につき金 99円95銭	額面100円につき金 99円40銭			
払込期日	平成18年10月16日	平成18年11月20日			
償還期日	平成28年10月14日	平成28年11月18日			
担保	一般担保	一般担保			
資金の用途	高速道路の新設及び 改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び 改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金			
区分	政府保証第11回 中日本高速道路債券	政府保証第12回 中日本高速道路債券			
発行総額	金100億円	金200億円			
利率	年1.7パーセント	年1.8パーセント			
発行価額	額面100円につき金 99円65銭	額面100円につき金 99円50銭			
払込期日	平成18年12月18日	平成19年1月23日			
償還期日	平成28年12月16日	平成29年1月23日			
担保	一般担保	一般担保			
資金の用途	高速道路の新設及び 改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び 改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金			
<p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p> <p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。</p> <p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p>					

前連結会計年度  
 (自 平成17年10月1日  
 至 平成18年3月31日)

当連結会計年度  
 (自 平成18年4月1日  
 至 平成19年3月31日)

Ⅲ 子会社の設立

当社が行う業務の根幹をなす高速道路の料金收受業務について、当社グループの一部門として、戦略を共有しながら一体的に実施することを目的として、平成18年9月27日の取締役会において、子会社を設立することを決議し、以下の2社を平成18年10月30日に設立することとしました。

<設立する子会社の概況>

商号	中日本エクストール 横浜(株)	中日本エクストール 名古屋(株)
事業内容	当社が管理する高速道路の料金收受業務及びこれに附帯する業務	当社が管理する高速道路の料金收受業務及びこれに附帯する業務
設立年月日	平成18年10月30日	平成18年10月30日
所在地	横浜市港北区	名古屋市中区
代表者	代表取締役社長 伊藤秀一	代表取締役社長 山本繁男
資本金	50百万円	50百万円
発行済株式数	100千株	100千株
株主構成	当社100%	当社100%



<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>														
<p>IV 会社分割</p> <p>当社の中央研究所は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社における高速道路の管理及び建設にかかる既往技術の改善、また新技術の調査・研究及び技術開発を行ってきましたが、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社は、高速道路技術の粋を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を共同で行うため、平成18年12月7日の当社取締役会において、平成19年4月1日に、中央研究所を3社共有の会社とし、高速総研として設立するものとして決議しました。</p> <p>&lt;分割の概要&gt;</p> <table border="1" data-bbox="204 716 791 1231"> <tr> <td>事業内容</td> <td>高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発</td> </tr> <tr> <td>事業規模</td> <td>第1期運営費 3,306百万円 (注1)</td> </tr> <tr> <td>分割の形態</td> <td>新設分割</td> </tr> <tr> <td>分割会社の名称</td> <td>株式会社高速道路総合技術研究所</td> </tr> <tr> <td>資産、負債及び純資産の額 (注2)</td> <td>           資産 2,132百万円            負債 一百万円            純資産 2,132百万円         </td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>約100名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 第1期(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) 運営費は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の負担額の合計額であります。</p> <p>2. 平成19年4月1日における見込み額であります。</p>	事業内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発	事業規模	第1期運営費 3,306百万円 (注1)	分割の形態	新設分割	分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所	資産、負債及び純資産の額 (注2)	資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円	従業員数	約100名	その他	高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。	
事業内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発														
事業規模	第1期運営費 3,306百万円 (注1)														
分割の形態	新設分割														
分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所														
資産、負債及び純資産の額 (注2)	資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円														
従業員数	約100名														
その他	高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。														

## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
中日本高速道路㈱	政府保証第1回中日本高速道路債券	平成17年 11月25日	40,000	39,952	1.6	有(注1)	平成27年 11月25日
中日本高速道路㈱	政府保証第2回中日本高速道路債券	平成17年 12月22日	30,000	29,976	1.5	有(注1)	平成27年 12月22日
中日本高速道路㈱	政府保証第3回中日本高速道路債券	平成18年 2月24日	20,000	20,000	1.6	有(注1)	平成28年 2月24日
中日本高速道路㈱	政府保証第4回中日本高速道路債券	平成18年 3月24日	10,000	9,940	1.6	有(注1)	平成28年 3月24日
中日本高速道路㈱	政府保証第5回中日本高速道路債券	平成18年 5月22日	—	20,000	2.0	有(注1)	平成28年 5月20日
中日本高速道路㈱	政府保証第6回中日本高速道路債券	平成18年 6月16日	—	29,780	1.9	有(注1)	平成28年 6月16日
中日本高速道路㈱	政府保証第7回中日本高速道路債券	平成18年 7月18日	—	9,949	2.0	有(注1)	平成28年 7月15日
中日本高速道路㈱	政府保証第8回中日本高速道路債券	平成18年 8月14日	—	9,962	2.0	有(注1)	平成28年 8月12日
中日本高速道路㈱	政府保証第9回中日本高速道路債券	平成18年 10月16日	—	19,990	1.8	有(注1)	平成28年 10月14日
中日本高速道路㈱	政府保証第10回中日本高速道路債券	平成18年 11月20日	—	19,885	1.8	有(注1)	平成28年 11月18日
中日本高速道路㈱	政府保証第11回中日本高速道路債券	平成18年 12月18日	—	9,966	1.7	有(注1)	平成28年 12月16日
中日本高速道路㈱	政府保証第12回中日本高速道路債券	平成19年 1月23日	—	19,902	1.8	有(注1)	平成29年 1月23日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第1回社債	平成19年 3月13日	—	24,985	1.56	有(注1)	平成26年 3月20日
合計	—	—	100,000	264,289	—	—	—

(注) 1. 高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を社債の担保に供しております。

2. 償還期限の日に元本を一括償還する発行条件としているため、連結決算日後5年以内における償還予定額はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	3,415	4,488	1.8	—
道路建設関係長期借入金	271,500	328,497	1.3	平成23年10月24日～ 平成27年8月31日
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	33,323	28,834	1.7	平成21年9月30日～ 平成44年2月26日
その他の有利子負債 建設協力預り金	—	1,492	0.4	平成19年9月20日～ 平成24年9月20日
合計	308,238	363,312	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 道路建設関係長期借入金、長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期借入金	86	173	173	195,530
長期借入金	5,488	5,554	5,606	3,617
その他の有利子負債	426	272	155	34
合計	6,001	6,000	5,934	199,182

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		134,235		60,388	
2 高速道路事業営業未収入 金		38,419		44,066	
3 未収入金		22,559		16,099	
4 短期貸付金	※3	44,918		30,000	
5 有価証券		9,999		—	
6 仕掛道路資産		339,039		583,014	
7 商品		—		6	
8 原材料		568		613	
9 貯蔵品		1,016		809	
10 受託業務前払金		5,942		4,719	
11 前払金		71		449	
12 前払費用		76		150	
13 前払消費税		—		13,688	
14 繰延税金資産		1,305		1,285	
15 その他		8,407		270	
貸倒引当金		△101		△36	
流動資産合計		606,458	74.5	755,524	77.1
II 固定資産					
A 高速道路事業固定資産					
1 有形固定資産					
(1)建物		1,343		1,429	
減価償却累計額		31	1,311	99	1,330
(2)構築物		14,648		16,431	
減価償却累計額		276	14,372	839	15,592
(3)機械及び装置		36,694		44,845	
減価償却累計額		1,792	34,902	6,335	38,509
(4)車両運搬具		5,278		5,453	
減価償却累計額		784	4,494	2,457	2,995
(5)工具、器具及び備品		5,131		5,698	
減価償却累計額		465	4,665	1,692	4,006

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(6)土地			211		211	
(7)建設仮勘定			209		1,867	
有形固定資産合計			60,167	7.4	64,513	6.5
2 無形固定資産			2,173	0.3	2,575	0.3
高速道路事業固定資産合計			62,340	7.7	67,088	6.8
B 関連事業固定資産						
1 有形固定資産						
(1)建物		1,541		14,697		
減価償却累計額		30	1,510	890	13,807	
(2)構築物		4,174		4,671		
減価償却累計額		192	3,981	644	4,027	
(3)機械及び装置		119		466		
減価償却累計額		8	111	102	363	
(4)車両運搬具		—		0		
減価償却累計額		—	—	0	0	
(5)工具、器具及び備品		—		78		
減価償却累計額		—	—	11	66	
(6)土地			104,240		104,292	
(7)建設仮勘定			1,448		2,680	
有形固定資産合計			111,293	13.7	125,237	12.8
2 無形固定資産			—	—	91	0.0
関連事業固定資産合計			111,293	13.7	125,328	12.8
C 各事業共用固定資産						
1 有形固定資産						
(1)建物		13,092		13,237		
減価償却累計額		451	12,640	1,357	11,879	
(2)構築物		1,564		1,563		
減価償却累計額		77	1,486	233	1,330	
(3)機械及び装置		326		320		
減価償却累計額		17	308	49	270	
(4)車両運搬具		225		224		
減価償却累計額		35	189	100	124	

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(5) 工具、器具及び備品		418		493		
減価償却累計額		36	381	125	368	
(6) 土地			9,735		9,535	
(7) 建設仮勘定			3		71	
有形固定資産合計			24,746	3.0	23,581	2.4
2 無形固定資産			2,339	0.3	2,489	0.2
各事業共用固定資産合計			27,085	3.3	26,071	2.6
D その他の固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 土地			1,499		1,028	
有形固定資産合計			1,499	0.2	1,028	0.1
その他の固定資産合計			1,499	0.2	1,028	0.1
E 投資その他の資産						
1 関係会社株式			373		615	
2 長期貸付金			111		105	
3 長期前払費用			3,852		2,953	
4 その他			1,337		1,549	
貸倒引当金			△541		△535	
投資その他の資産合計			5,133	0.6	4,688	0.5
固定資産合計			207,351	25.5	224,205	22.8
III 繰延資産						
1 道路建設関係社債発行費			210		568	
2 道路建設関係社債発行差金			148		—	
繰延資産合計			358	0.0	568	0.1
資産合計	※2		814,169	100.0	980,299	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 高速道路事業営業未払金		105,999		95,823	
2 1年以内返済予定長期借入金		3,415		4,488	
3 未払金		17,333		13,101	
4 未払費用		1,328		1,588	
5 未払法人税等		13,086		—	
6 預り連絡料金		21,530		1,737	
7 預り金		255		1,325	
8 受託業務前受金		9,293		4,958	
9 前受金		31,667		11,508	
10 前受収益		622		645	
11 賞与引当金		1,575		1,413	
12 引継道路施設撤去引当金		55		—	
13 ハイウェイカード偽造 損失補てん引当金		670		566	
14 回数券払戻引当金		36		1	
15 その他		60		73	
流動負債合計		206,933	25.4	137,233	14.0
II 固定負債					
1 道路建設関係社債	※2	100,000		264,289	
2 道路建設関係長期借入金		271,500		328,497	
3 その他の長期借入金		33,323		28,834	
4 受入保証金		5,142		7,357	
5 退職給付引当金		46,215		46,439	
6 役員退職慰労引当金		7		14	
7 ETCマイレージサービス 引当金		5,988		8,444	
8 その他		2,490		1,959	
固定負債合計		464,668	57.1	685,836	70.0
負債合計		671,601	82.5	823,069	84.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)		金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資本の部)							
I 資本金	※1		65,000	8.0		—	—
II 資本剰余金							
1 資本準備金		65,000			—		
資本剰余金合計			65,000	8.0		—	—
III 利益剰余金							
1 当期末処分利益		12,567			—		
利益剰余金合計			12,567	1.5		—	—
資本合計			142,567	17.5		—	—
負債資本合計			814,169	100.0		—	—
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金			—	—		65,000	6.6
2 資本剰余金							
資本準備金		—			65,000		
その他資本剰余金		—			6,650		
資本剰余金合計			—	—		71,650	7.3
3 利益剰余金							
その他利益剰余金							
高速道路事業積立金		—			11,084		
別途積立金		—			1,482		
繰越利益剰余金		—			8,011		
利益剰余金合計			—	—		20,579	2.1
株主資本合計			—	—		157,229	16.0
純資産合計			—	—		157,229	16.0
負債純資産合計			—	—		980,299	100.0



②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 高速道路事業営業損益					
1 営業収益					
(1) 料金収入		298,086		610,341	
(2) 道路資産完成高		31,957		24,087	
(3) その他の売上高		309	330,354	1,255	635,684
2 営業費用	※1				
(1) 道路資産賃借料		206,851		465,802	
(2) 道路資産完成原価		31,957		24,087	
(3) 道路管理費用		71,546	310,354	136,081	625,971
高速道路事業営業利益			19,999	9,712	1.4
II 関連事業営業損益					
1 営業収益					
(1) 直轄高速国道事業収入		—		1,202	
(2) 受託業務収入		26,305		27,059	
(3) 道路休憩所事業収入		2,892		7,249	
(4) トラックターミナル事業収入		59		119	
(5) その他の事業収益		—	29,257	420	36,051
2 営業費用	※1				
(1) 直轄高速国道事業費		24		1,166	
(2) 受託業務事業費		25,793		27,356	
(3) 道路休憩所事業費		641		3,576	
(4) トラックターミナル事業費		0		62	
(5) その他の事業費		—	26,460	604	32,767
関連事業営業利益			2,796	3,284	0.5
全事業営業利益			22,796	12,996	1.9
III 営業外収益					
1 受取利息		19		154	
2 有価証券利息		2		0	
3 物品売却益		27		0	
4 土地物件貸付料		298		525	
5 原因者負担収入		402		865	
6 雑収入		596	1,347	688	2,235
					0.3

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
IV 営業外費用					
1 支払利息		321		621	
2 ハイウェイカード払戻 費用		118		—	
3 たな卸資産廃棄損		—		237	
4 雑損失		111	552	273	1,132
経常利益			23,591		14,099
V 特別利益					
1 固定資産売却益	※2	273		195	
2 固定資産計上額修正益		—		153	
3 未払金消却益		—		137	
4 その他特別利益		—	273	46	532
VI 特別損失					
1 固定資産売却損	※3	162		164	
2 前期損益修正損	※4	—		225	
3 偽造ハイウェイカード 損失		—		310	
4 固定資産評価額調整損	※5	—	162	120	820
税引前当期純利益			23,702		13,811
法人税、住民税及び事 業税		12,440		5,780	
法人税等調整額		△640	11,799	20	5,800
当期純利益			11,903		8,011
民営化に伴う税効果調 整額			664		—
当期末処分利益			12,567		—

(注) 百分比は、全事業営業収益（前事業年度359,611百万円、当事業年度671,735百万円）を100とする比率であります。

営業費用明細書

(1) 事業別科目別内訳書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 高速道路事業営業費用					
1 道路資産賃借料			206,851		465,802
2 道路資産完成原価			31,957		24,087
3 道路管理費用					
(1) 維持修繕費		24,841		53,398	
(2) 管理業務費		21,186		38,857	
(3) 一般管理費		25,517		43,826	
計			71,546		136,081
高速道路事業営業費用合計				310,354	625,971
II 関連事業営業費用					
1 直轄高速国道事業費					
(1) 直轄高速国道資産完成原価		—		1,142	
(2) 一般管理費		24		23	
計			24		1,166
2 受託業務事業費					
(1) 受託事業費		25,542		24,595	
(2) 一般管理費		251		2,760	
計			25,793		27,356
3 道路休憩所事業費					
(1) 道路休憩所事業費		390		3,065	
(2) 一般管理費		250		511	
計			641		3,576
4 トラクターミナル事業費					
(1) トラクターミナル事業費		—		53	
(2) 一般管理費		0		9	
計			0		62
5 その他の事業費					
(1) その他の事業費		—		470	
(2) 一般管理費		—		133	
計			—		604
関連事業営業費用合計				26,460	32,767
全事業営業費用合計				336,815	658,738

## (2) 科目明細書

## ①道路資産完成原価

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	145	0.1
II 労務費		2,255	1.8
III 経費		121,414	93.2
IV 一般管理費		4,164	3.2
V 金利等		2,249	1.7
当期総製造費用		130,229	100.0
期首仕掛道路資産		240,767	
合計		370,997	
期末仕掛道路資産		339,039	
道路資産完成原価		31,957	

※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)
外注費	102,296
土地代	10,969

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

## ②道路管理費用

## 1) 維持修繕費

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※	1,134	4.6
II 経費		23,707	95.4
維持修繕費		24,841	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)
維持補修費	14,874
業務委託費	4,017

## 2) 管理業務費

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費		2,738	12.9
II 経費	※	18,448	87.1
管理業務費		21,186	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)
業務委託費	11,256
減価償却費	3,690

高速道路事業原価明細書

		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		
I 営業費用				
1 道路資産賃借料				465,802
2 道路資産完成原価				
用地費				
土地代		62		
労務費		0		
外注費		2		
経費		0		
金利等		0		
一般管理費人件費		0		
一般管理費経費		15	81	
建設費				
材料費		26		
労務費		503		
外注費		22,305		
経費		169		
金利等		225		
一般管理費人件費		323		
一般管理費経費		289	23,842	
除却工事費用その他				
労務費		3		
外注費		152		
経費		0		
金利等		1		
一般管理費人件費		2		
一般管理費経費		1	162	24,087

		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		
3 管理費用				
維持修繕費				
人件費		4,576		
経費		48,821	53,398	
管理業務費				
人件費		2,206		
経費		36,650	38,857	
一般管理費				
人件費		6,682		
経費		37,143	43,826	136,081
II 営業外費用				
支払利息			450	
雑損失			405	856
III 特別損失				
固定資産売却損			123	
前期損益修正損			168	
その他特別損失			336	628
高速道路事業営業費用等合計				627,456
IV 法人税、住民税及び事業税			4,454	
V 法人税等調整額			15	4,469
高速道路事業総費用合計				631,926

(注) 当事業年度から、財務諸表等規則第78条第2項第7号の規定により、高速道路事業等会計規則に定める「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」を、高速道路事業に係る原価明細書として表示しております。

③直轄高速国道事業費

直轄高速国道資産完成原価

区分	注記 番号	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	16	5.3
II 経費		297	94.7
当期総製造費用		313	100.0
期首受託業務前払金		459	
仕掛道路資産からの受入高		370	
合計		1,142	
期末受託業務前払金		—	
直轄高速国道資産完成原価		1,142	

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当事業年度 (百万円)
調査費、測量費及び設計費	223
外注費	3

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

④受託業務事業費

受託事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
I 材料費	※1	—	—	10	0.0	
II 労務費		8	0.1	188	0.8	
III 経費		6,038	99.9	23,632	99.2	
当期総製造費用		6,046	100.0	23,831	100.0	
期首受託業務前払金		※2	24,979		5,483	
合計			31,025		29,314	
期末受託業務前払金		※2	5,483		4,719	
受託事業費			25,542		24,595	



※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（百万円）	項目	当事業年度（百万円）
外注費	5,552	外注費	18,688
調査費、測量費及び設計費	154	業務委託費	2,870

※2 前事業年度については、直轄高速国道事業にかかる受託業務前払金を除いた金額であります。当該金額は、期首にあつては370百万円、期末にあつては459百万円であります。

3 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

⑤道路休憩所事業費  
道路休憩所事業費

区分	注記番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
I 材料費		—	—	3	0.1
II 人件費		0	0.0	115	3.8
III 経費	※	390	100.0	2,946	96.1
道路休憩所事業費		390	100.0	3,065	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（百万円）	項目	当事業年度（百万円）
減価償却費	231	減価償却費	1,406
水道光熱費	88	業務委託費	514

⑥トラックターミナル事業費  
トラックターミナル事業費

区分	注記番号	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額（百万円）	構成比（%）
I 人件費		8	15.1
II 経費	※	45	84.9
トラックターミナル事業費		53	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当事業年度（百万円）
租税公課	39
業務委託費	3

⑦その他の事業費

その他の事業費

		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）	構成比 （%）
I 人件費		105	22.5
II 経費	※	364	77.5
その他の事業費		470	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当事業年度（百万円）
業務委託費	224
租税公課	63

⑧高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費は次のとおりであります。

前事業年度	合計	26,045百万円	当事業年度	合計	47,264百万円
このうち主なものは次のとおりです。					
給与手当・賞与		2,416百万円	給与手当・賞与		5,901百万円
役員退職慰労引当金繰入額		5百万円	役員退職慰労引当金繰入額		5百万円
賞与引当金繰入額		862百万円	賞与引当金繰入額		412百万円
退職給付費用		591百万円	退職給付費用		665百万円
減価償却費		303百万円	減価償却費		651百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額		454百万円	ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額		566百万円
E T Cマイレージサービス引当金繰入額		5,988百万円	E T Cマイレージサービス引当金繰入額		8,444百万円
利用促進費		11,805百万円	利用促進費		16,907百万円

③【利益処分計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年6月27日)	
		金額(百万円)	
I 当期末処分利益			12,567
II 利益処分額			
1 任意積立金			
(1) 高速道路事業積立 金		11,084	
(2) 別途積立金		1,482	12,567
III 次期繰越利益			—

(注) 1. 日付は、株主総会承認日であります。

2. 高速道路事業積立金は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備える積立金であります。

高速道路事業積立金及び別途積立金の取崩しを行う場合は株主総会の決議事項であります。

④【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本								株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金					
					高速道路事業積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	65,000	65,000	—	65,000	—	—	12,567	12,567	142,567	142,567
事業年度中の変動額										
固定資産他評価額等の調整(注1)			6,650	6,650					6,650	6,650
高速道路事業積立金の積立(注2)					11,084		△11,084	—	—	—
別途積立金の積立(注2)						1,482	△1,482	—	—	—
当期純利益							8,011	8,011	8,011	8,011
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	6,650	6,650	11,084	1,482	△4,556	8,011	14,661	14,661
平成19年3月31日残高(百万円)	65,000	65,000	6,650	71,650	11,084	1,482	8,011	20,579	157,229	157,229

(注) 1. その他資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産他評価額等の調整によるものであります。

2. 高速道路事業積立金、別途積立金の積立は、平成18年6月27日の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) 満期保有目的の債券 同左</p>
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>(2) 原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっております。</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 仕掛道路資産 同左</p> <p>(2) 商品・原材料・貯蔵品 同左</p>
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 7～50年 機械及び装置 5～17年 また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p> <p>(2) 道路建設関係社債発行差金 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p>	<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、前事業年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) 引継道路施設撤去引当金 一般有料道路の国等への引継ぎに伴う将来の施設撤去等の支払に備えるため、当事業年度末における所要額を見積もり計上しております。</p> <p>(4) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。</p> <p>(5) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(7) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 引継道路施設撤去引当金 一般有料道路の国等への引継ぎに伴う将来の施設撤去等の支払に備えるため、当事業年度末における所要額を見積もり計上しております。 なお、国等への引継ぎに伴う施設撤去工事が終了したため、当事業年度末における残高はありません。</p> <p>(4) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(5) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 なお、執行役員に対する退職給付を含んでおり、その計上基準は役員退職慰労引当金と同様であります。</p> <p>(7) 役員退職慰労引当金 同左</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(8) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(8) ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(9) カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。 なお、当事業年度においては、ポイントの交換実績が発生していないため、当事業年度末における残高はありません。</p>
<p>6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>6 リース取引の処理方法 同左</p>
<p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。 また、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>(2) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 同左</p> <p>(2) 消費税等の処理方法 同左</p>

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は157,229百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、前事業年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金148百万円は、当事業年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当事業年度より、「企業結合に係る会計基準(企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書)」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しております。</p>





追加情報

<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(固定資産評価額等の調整)</p> <p>国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に道路公団から承継された固定資産の一部の評価額等を当事業年度において6,650百万円(高速道路事業固定資産 建物75百万円、構築物1,557百万円、機械及び装置3,882百万円、車両運搬具△379百万円、工具、器具及び備品50百万円、土地0百万円、関連事業固定資産 構築物94百万円、土地△71百万円、建設仮勘定276百万円、その他△53百万円、各事業共用固定資産9百万円、その他固定資産113百万円、仕掛道路資産1,096百万円)を調整し、その他資本剰余金を同額増加させております。</p> <p>これに伴う減価償却累計額の調整額120百万円は、当事業年度の特別損失に計上しております。</p>

注記事項  
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>※1 会社が発行する株式 普通株式 520,000,000株 発行済株式総数 普通株式 130,000,000株</p>	<p>※1 _____</p>
<p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債100,000百万円の担保に供しております。</p>	<p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債264,289百万円(額面額265,000百万円)の担保に供しております。</p>
<p>※3 短期貸付金には現先が44,912百万円含まれており、社債等を担保資産として保有しております。その決算日現在の時価は、44,766百万円であります。</p>	<p>※3 短期貸付金には現先が29,993百万円含まれており、社債等を担保資産として保有しております。その決算日現在の時価は、29,997百万円であります。</p>
<p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p>	<p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p>
<p>機構 11,757,203百万円 東日本高速道路 70,063百万円 西日本高速道路 51,522百万円 <hr/>計 11,878,788百万円</p>	<p>機構 10,083,127百万円 東日本高速道路 55,076百万円 西日本高速道路 862百万円 <hr/>計 10,139,065百万円</p>

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p style="text-align: right;">機構 34,850百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が34,850百万円減少しております。</p>	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p style="text-align: right;">機構 39,850百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p style="text-align: right;">機構 17,843百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が当事業年度で22,843百万円減少しております。</p>

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる研究開発費の総額は、543百万円であります。	※1 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる研究開発費の総額は、385百万円であります。
※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。	※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。
土地 270百万円	土地他 195百万円
建物他 3百万円	
計 273百万円	
※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。	※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。
建物 107百万円	建物 106百万円
構築物 17百万円	土地 31百万円
車両運搬具他 36百万円	車両運搬具他 27百万円
計 162百万円	計 164百万円
※4 _____	※4 前期損益修正損 厚木労働基準監督署の指導に基づく前年度時間外手当であります。
※5 _____	※5 固定資産評価額調整損 当社成立時の固定資産評価額調整に伴い、減価償却累計額の調整を実施したものであります。

## (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)				当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具、器具及び備品	454	75	378	工具、器具及び備品	589	233	355
無形固定資産 (ソフトウェア)	3	1	2				
合計	457	76	380	合計	589	233	355
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			143百万円	1年内			146百万円
1年超			237百万円	1年超			208百万円
合計			380百万円	合計			355百万円
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額				(3) 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料			76百万円	支払リース料			156百万円
減価償却費相当額			76百万円	減価償却費相当額			156百万円
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">451,862百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">21,249,248百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21,701,111百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>(注2) 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。</p>	1年内	451,862百万円	1年超	21,249,248百万円	合計	21,701,111百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">464,573百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">20,772,469百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21,237,042百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 同左</p> <p>(注2) 同左</p>	1年内	464,573百万円	1年超	20,772,469百万円	合計	21,237,042百万円
1年内	451,862百万円												
1年超	21,249,248百万円												
合計	21,701,111百万円												
1年内	464,573百万円												
1年超	20,772,469百万円												
合計	21,237,042百万円												

(有価証券関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)及び前事業年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)において、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金 201百万円	貸倒引当金 187百万円
賞与引当金 635百万円	賞与引当金 570百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 270百万円	ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 228百万円
未払事業税 1,125百万円	退職給付引当金 18,738百万円
退職給付引当金 18,639百万円	E T Cマイレージサービス引当金 3,407百万円
E T Cマイレージサービス引当金 2,415百万円	その他 693百万円
その他 187百万円	繰延税金資産小計 23,825百万円
繰延税金資産小計 23,475百万円	評価性引当額 $\Delta 22,255$ 百万円
評価性引当額 $\Delta 22,169$ 百万円	繰延税金資産合計 1,570百万円
繰延税金資産合計 1,305百万円	
	繰延税金負債
	還付事業税否認 $\Delta 249$ 百万円
	その他 $\Delta 35$ 百万円
	繰延税金負債合計 $\Delta 285$ 百万円
	繰延税金資産の純額 1,285百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.3%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)	
評価性引当額 9.6%	
その他 $\Delta 0.1\%$	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 49.8%	

## (企業結合等関係)

当事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一のため、記載しておりません。

## (1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	1,096.68円	1,209.46円
1株当たり当期純利益金額	91.57円	61.63円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益 (百万円)	11,903	8,011
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	11,903	8,011
普通株式の期中平均株式数 (千株)	130,000	130,000



(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																												
<p><b>I 営業の譲受</b></p> <p>当社は、平成18年4月1日をもって、道路サービス機構及びハイウェイ交流センターから、サービスエリア・パーキングエリア事業及び高架下事業を譲り受けました。</p> <p>1. 譲り受けた相手の概要</p> <p>(1) 道路サービス機構</p> <p>① 本社所在地 東京都文京区 ② 設立年月日 昭和40年5月27日 ③ 理事長 久保 博資 ④ 基本財産 15億円</p> <p>(2) ハイウェイ交流センター</p> <p>① 本社所在地 東京都千代田区 ② 設立年月日 平成10年7月1日 ③ 理事長 山下 宣博 ④ 基本財産 15億円</p> <p>2. 譲り受ける事業内容</p> <p>道路サービス機構及びハイウェイ交流センターが行うサービスエリア・パーキングエリア事業及び高架下事業</p> <p>3. 譲り受ける資産・負債の額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">資産価額</td> <td>15,593百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・道路休憩所建物 12,568百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・共用施設負担金 1,837百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・構築物他 1,187百万円</td> </tr> <tr> <td>負債価額</td> <td>2,664百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・長期借入金 2,578百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・預り保証金 86百万円</td> </tr> </table>	資産価額	15,593百万円		・道路休憩所建物 12,568百万円		・共用施設負担金 1,837百万円		・構築物他 1,187百万円	負債価額	2,664百万円		・長期借入金 2,578百万円		・預り保証金 86百万円	<p><b>I 会社分割</b></p> <p>当社の中央研究所は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社における高速道路の管理及び建設にかかる既往技術の改善、また新技術の調査・研究及び技術開発を行ってまいりましたが、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社は、高速道路技術の粋を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を共同で行うため、平成19年4月2日に、中央研究所を3社共有の会社とし、高速総研として設立しました。</p> <p>&lt;分割の概要&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業の内容</td> <td>高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発</td> </tr> <tr> <td>事業規模</td> <td>第2期運営費 4,853百万円 (注)</td> </tr> <tr> <td>分割の形態</td> <td>新設分割</td> </tr> <tr> <td>分割会社の名称</td> <td>株式会社高速道路総合技術研究所</td> </tr> <tr> <td>資産、負債及び純資産の額</td> <td>資産 2,041百万円 負債 23百万円 純資産 2,018百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>99名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。</td> </tr> </table> <p>(注) 第2期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)運営費は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の負担額の合計額であります。</p>	事業の内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発	事業規模	第2期運営費 4,853百万円 (注)	分割の形態	新設分割	分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所	資産、負債及び純資産の額	資産 2,041百万円 負債 23百万円 純資産 2,018百万円	従業員数	99名	その他	高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。
資産価額	15,593百万円																												
	・道路休憩所建物 12,568百万円																												
	・共用施設負担金 1,837百万円																												
	・構築物他 1,187百万円																												
負債価額	2,664百万円																												
	・長期借入金 2,578百万円																												
	・預り保証金 86百万円																												
事業の内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発																												
事業規模	第2期運営費 4,853百万円 (注)																												
分割の形態	新設分割																												
分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所																												
資産、負債及び純資産の額	資産 2,041百万円 負債 23百万円 純資産 2,018百万円																												
従業員数	99名																												
その他	高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。																												

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
<b>II 社債の発行</b> 当社は、以下の条件で普通社債（政府保証債）を発行しました。			<b>II 社債の発行</b> 当社は、以下の条件で普通社債（政府保証債）を発行しました。		
区分	政府保証第5回 中日本高速道路債券	政府保証第6回 中日本高速道路債券	区分	政府保証第13回 中日本高速道路債券	政府保証第14回 中日本高速道路債券
発行総額	金200億円	金300億円	発行総額	金200億円	金200億円
利率	年2.0パーセント	年1.9パーセント	利率	年1.7パーセント	年1.9パーセント
発行価額	額面100円につき 金100円	額面100円につき 金99円20銭	発行価額	額面100円につき 金99円60銭	額面100円につき 金99円95銭
払込期日	平成18年5月22日	平成18年6月16日	払込期日	平成19年5月21日	平成19年6月18日
償還期日	平成28年5月20日	平成28年6月16日	償還期日	平成29年5月19日	平成29年6月16日
担保	一般担保	一般担保	担保	一般担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び 改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び 改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金	資金の用途	高速道路の新設及び 改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び 改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金
区分	政府保証第7回 中日本高速道路債券	政府保証第8回 中日本高速道路債券	なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。 ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。 ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。 ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。		
発行総額	金100億円	金100億円			
利率	年2.0パーセント	年2.0パーセント			
発行価額	額面100円につき 金99円45銭	額面100円につき 金99円60銭			
払込期日	平成18年7月18日	平成18年8月14日			
償還期日	平成28年7月15日	平成28年8月12日			
担保	一般担保	一般担保			
資金の用途	高速道路の新設及び 改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び 改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金			

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	政府保証第9回 中日本高速道路債券	政府保証第10回 中日本高速道路債券			
発行総額	金200億円	金200億円			
利率	年1.8パーセント	年1.8パーセント			
発行価額	額面100円につき 金99円95銭	額面100円につき 金99円40銭			
払込期日	平成18年10月16日	平成18年11月20日			
償還期日	平成28年10月14日	平成28年11月18日			
担保	一般担保	一般担保			
資金の用途	高速道路の新設及び 改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び 改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金			
区分	政府保証第11回 中日本高速道路債券	政府保証第12回 中日本高速道路債券			
発行総額	金100億円	金200億円			
利率	年1.7パーセント	年1.8パーセント			
発行価額	額面100円につき 金99円65銭	額面100円につき 金99円50銭			
払込期日	平成18年12月18日	平成19年1月23日			
償還期日	平成28年12月16日	平成29年1月23日			
担保	一般担保	一般担保			
資金の用途	高速道路の新設及び 改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び 改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金			
<p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p>					

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>																								
<p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。</p> <p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p> <p>Ⅲ 子会社の設立</p> <p>当社が行う業務の根幹をなす高速道路の料金收受業務について、当社グループの一部門として、戦略を共有しながら一体的に実施することを目的として、平成18年9月27日の取締役会において、子会社を設立することを決議し、以下の2社を平成18年10月30日に設立することとしました。</p> <p>&lt;設立する子会社の概況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="204 832 770 1620"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 832 280 915">商号</th> <th data-bbox="280 832 525 915">中日本エクストール横浜(株)</th> <th data-bbox="525 832 770 915">中日本エクストール名古屋(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 915 280 1072">事業内容</td> <td data-bbox="280 915 525 1072">当社が管理する高速道路の料金收受業務及びこれに附帯する業務</td> <td data-bbox="525 915 770 1072">当社が管理する高速道路の料金收受業務及びこれに附帯する業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1072 280 1181">設立年月日</td> <td data-bbox="280 1072 525 1181">平成18年10月30日</td> <td data-bbox="525 1072 770 1181">平成18年10月30日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1181 280 1264">所在地</td> <td data-bbox="280 1181 525 1264">横浜市港北区</td> <td data-bbox="525 1181 770 1264">名古屋市中区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1264 280 1347">代表者</td> <td data-bbox="280 1264 525 1347">代表取締役社長 伊藤秀一</td> <td data-bbox="525 1264 770 1347">代表取締役社長 山本繁男</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1347 280 1430">資本金</td> <td data-bbox="280 1347 525 1430">50百万円</td> <td data-bbox="525 1347 770 1430">50百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1430 280 1539">発行済株式数</td> <td data-bbox="280 1430 525 1539">100千株</td> <td data-bbox="525 1430 770 1539">100千株</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1539 280 1620">株主構成</td> <td data-bbox="280 1539 525 1620">当社100%</td> <td data-bbox="525 1539 770 1620">当社100%</td> </tr> </tbody> </table>	商号	中日本エクストール横浜(株)	中日本エクストール名古屋(株)	事業内容	当社が管理する高速道路の料金收受業務及びこれに附帯する業務	当社が管理する高速道路の料金收受業務及びこれに附帯する業務	設立年月日	平成18年10月30日	平成18年10月30日	所在地	横浜市港北区	名古屋市中区	代表者	代表取締役社長 伊藤秀一	代表取締役社長 山本繁男	資本金	50百万円	50百万円	発行済株式数	100千株	100千株	株主構成	当社100%	当社100%	
商号	中日本エクストール横浜(株)	中日本エクストール名古屋(株)																							
事業内容	当社が管理する高速道路の料金收受業務及びこれに附帯する業務	当社が管理する高速道路の料金收受業務及びこれに附帯する業務																							
設立年月日	平成18年10月30日	平成18年10月30日																							
所在地	横浜市港北区	名古屋市中区																							
代表者	代表取締役社長 伊藤秀一	代表取締役社長 山本繁男																							
資本金	50百万円	50百万円																							
発行済株式数	100千株	100千株																							
株主構成	当社100%	当社100%																							

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)														
<p>IV 会社分割</p> <p>当社の中央研究所は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社における高速道路の管理及び建設にかかる既往技術の改善、また新技術の調査・研究及び技術開発を行ってまいりましたが、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社は、高速道路技術の粋を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を共同で行うため、平成18年12月7日の当社取締役会において、平成19年4月1日に、中央研究所を3社共有の会社とし、高速総研として設立するものとして決議しました。</p> <p>&lt;分割の概要&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>事業の内容</td> <td>高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発</td> </tr> <tr> <td>事業規模</td> <td>第1期運営費 3,306百万円 (注1)</td> </tr> <tr> <td>分割の形態</td> <td>新設分割</td> </tr> <tr> <td>分割会社の名称</td> <td>株式会社高速道路総合技術研究所</td> </tr> <tr> <td>資産、負債及び純資産の額 (注2)</td> <td>資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>約100名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 第1期(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)運営費は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の負担額の合計額であります。</p> <p>2. 平成19年4月1日における見込み額であります。</p>	事業の内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発	事業規模	第1期運営費 3,306百万円 (注1)	分割の形態	新設分割	分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所	資産、負債及び純資産の額 (注2)	資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円	従業員数	約100名	その他	高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。	
事業の内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発														
事業規模	第1期運営費 3,306百万円 (注1)														
分割の形態	新設分割														
分割会社の名称	株式会社高速道路総合技術研究所														
資産、負債及び純資産の額 (注2)	資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円														
従業員数	約100名														
その他	高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。														

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却累計 額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引期末簿価 (百万円)	
高速 道路 事業	有形 固定 資産	建物	1,343	246	159	1,429	99	67	1,330
		構築物	14,648	1,890	108	16,431	839	565	15,592
		機械及び装置	36,694	9,295	1,143	44,845	6,335	4,313	38,509
		車両運搬具	5,278	617	442	5,453	2,457	1,687	2,995
		工具、器具及 び備品	5,131	1,501	933	5,698	1,692	1,252	4,006
		土地	211	0	0	211	—	—	211
		建設仮勘定	209	11,755	10,098	1,867	—	—	1,867
		計	63,517	25,307	12,886	75,937	11,424	7,886	64,513
	無形固定資産	2,317	2,570	1,629	3,258	682	538	2,575	
	合計	65,835	27,877	14,516	79,196	12,107	8,424	67,088	
関連 事業	有形 固定 資産	建物	1,541	13,241	85	14,697	890	859	13,807
		構築物	4,174	629	131	4,671	644	442	4,027
		機械及び装置	119	359	12	466	102	96	363
		車両運搬具	—	0	—	0	0	0	0
		工具、器具及 び備品	—	78	—	78	11	11	66
		土地	104,240	122	71	104,292	—	—	104,292
		建設仮勘定	1,448	1,310	79	2,680	—	—	2,680
		計	111,524	15,742	379	126,887	1,649	1,411	125,237
	無形固定資産	—	93	—	93	2	2	91	
	合計	111,524	15,836	379	126,981	1,652	1,414	125,328	
各事 業共 用	有形 固定 資産	建物	13,092	298	153	13,237	1,357	916	11,879
		構築物	1,564	8	9	1,563	233	155	1,330
		機械及び装置	326	8	14	320	49	33	270
		車両運搬具	225	9	10	224	100	69	124
		工具、器具及 び備品	418	109	34	493	125	90	368
		土地	9,735	4	203	9,535	—	—	9,535
		建設仮勘定	3	1,226	1,157	71	—	—	71
		計	25,365	1,665	1,582	25,447	1,866	(1,004) 1,266	(18,699) 23,581
	無形固定資産	2,503	1,387	692	(2,563) 3,198	709	545	2,489	
	合計	27,868	3,053	2,275	28,646	2,575	1,811	26,071	

区分	資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却累計 額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引期末簿価 (百万円)
その他の 固定資産	建物	—	207	207	—	—	1	—
	構築物	—	9	9	—	—	0	—
	土地	1,499	224	695	1,028	—	—	1,028
	計	1,499	441	912	1,028	—	(-)1	(-)1,028
投資その他の 資産	長期前払費用	3,863	2,376	2,917	3,323	369	358	2,953
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	315	489	—	805	237	131	568
	道路建設関係 社債発行差金	165	—	165	—	—	—	—
	繰延資産計	480	489	165	805	237	131	568

- (注) 1. 当事業年度から、高速道路事業等会計規則（平成17年6月1日 国土交通省令第65号）に基づき作成しております。
2. 括弧内は、高速道路事業配賦分を表示しております。
3. 各事業共用固定資産の主なものは工事事務所、技術事務所及び宿舍等であります。
4. 配賦基準は勤務時間比によっております。
5. 当期増加額及び当期減少額には、道路公団から承継された固定資産他の一部の評価額等を調整した額（純増減額）を含めております。
6. 高速道路事業有形固定資産 建設仮勘定の当期増加額の主なものは、料金收受機械5,879百万円及びETC設備3,439百万円の取得によるものです。
7. 高速道路事業有形固定資産 建設仮勘定の当期減少額の主なものは、料金收受機械5,569百万円及びETC設備3,387百万円への振替によるものです。
8. 関連事業有形固定資産 建物の当期増加額のうち12,568百万円は、平成18年4月1日に道路サービス機構及びハイウェイ交流センターから事業譲渡されたサービスエリア及びパーキングエリアの営業用建物です。
9. 投資その他の資産 長期前払費用の当期増加額及び減少額には、ETC前払割引制度のプレミアム（割引）を含めております。
- なお、ETC前払割引制度のプレミアム（割引）の増加及び減少は、ETC利用可能な道路を管理する事業者間での精算によるものです。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	643	70	141	—	572
賞与引当金	1,575	1,413	1,575	—	1,413
引継道路施設撤去引当金	55	—	35	19 (注)	—
ハイウェイカード偽造損失 補てん引当金	670	566	670	—	566
回数券払戻引当金	36	—	35	—	1
役員退職慰労引当金	7	7	1	—	14
ETCマイレージサービス 引当金	5,988	8,444	5,988	—	8,444

(注) 引継道路施設撤去引当金の「当期減少額（その他）」は、戻入によるものであります。



## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## I 流動資産

## 1 現金及び預金

内訳	金額 (百万円)
現金	1,753
預金	
普通預金	22,818
譲渡性預金	35,000
郵便貯金	817
小計	58,635
合計	60,388

## 2 高速道路事業営業未収入金

## (1) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
株式会社ジェーシービー	4,276
UFJニコス株式会社	3,709
トヨタファイナンス株式会社	3,651
三井住友カード株式会社	3,463
ユーシーカード株式会社	2,858
その他	26,107
合計	44,066

## (2) 滞留状況

前期末残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
38,419	488,706	483,058	44,066	91.64	30.8

3 未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
国土交通省	2,850
中日本エクシス株式会社	615
東日本高速道路	580
西日本高速道路	476
独立行政法人水資源機構	162
その他	11,413
合計	16,099

(2) 滞留状況

前期末残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ <u>(B)</u> 365
22,559	64,114	70,574	16,099	81.43	110.0

4 たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

科目		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	28,362	18,035	62	46,336
	労務費	1,118	652	0	1,770
	外注費	2,561	1,259	2	3,818
	経費	8,627	7,965	0	16,592
	金利等	243	817	0	1,060
	一般管理費人件費	330	544	0	874
	一般管理費経費	316	755	15	1,055
	計	41,559	30,029	81	71,507
建設費	材料費	28	174	26	175
	労務費	7,143	3,810	503	10,450
	外注費	278,914	217,404	22,305	474,013
	経費	6,265	3,704	169	9,800
	金利等	1,937	5,545	225	7,257
	一般管理費人件費	1,582	3,068	323	4,326
	一般管理費経費	1,592	4,088	289	5,392
	計	297,464	237,795	23,842	511,417
除却工事費用 その他	労務費	0	5	3	1
	外注費	15	221	152	83
	経費	0	1	0	0
	金利等	0	1	1	0
	一般管理費人件費	0	4	2	1
	一般管理費経費	0	2	1	0
	計	15	236	162	88
合計	339,039	268,061	24,087	583,014	

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の当期末残高

路線名	当期末残高 (百万円)
第二東海自動車道 横浜名古屋線	390,100
東海北陸自動車道	33,678
近畿自動車道 名古屋関線	27,015
近畿自動車道 名古屋神戸線	23,444
近畿自動車道 敦賀線	15,969
その他	25,922
合計	516,130

## (2) 商品

内訳	金額 (百万円)
出版物	5
その他	0
合計	6

## (3) 原材料

内訳	金額 (百万円)
緑化資材	602
その他	11
合計	613

## (4) 貯蔵品

内訳	金額 (百万円)
発生材	104
その他	704
合計	809

## II 固定資産

## 1 有形固定資産 214,361百万円

内訳は、「第5 経理の状況」「2 財務諸表等」「④ 附属明細表」の「有形固定資産等明細表」に記載しております。

## III 流動負債

## 1 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
機構	51,961
東日本高速道路	2,157
大成建設株式会社・不動建設株式会社・安藤建設株式会社共同企業体	1,641
株式会社富士ピー・エス・ドーピー建設工業株式会社・日本高圧コンクリート株式会社共同企業体	1,494
三菱重工業株式会社	1,377
その他	37,192
合計	95,823

2 未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
株式会社東芝	1,977
株式会社NIPPONコーポレーション・世紀東急工業株式会社共同企業体	1,316
沖電気工業株式会社	1,084
株式会社日立製作所	761
前田道路株式会社・大林道路株式会社共同企業体	599
その他	7,360
合計	13,101

IV 固定負債

1 道路建設関係社債 264,289百万円

内訳は、「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表等」「(1) 連結財務諸表」「⑤ 連結附属明細表」の「社債明細表」に記載しております。

2 道路建設関係長期借入金

借入先	金額（百万円）
財務大臣	195,357
株式会社みずほコーポレート銀行	26,835
株式会社三菱東京UFJ銀行	22,020
株式会社三井住友銀行	21,720
農林中央金庫	19,235
その他	43,330
合計	328,497

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	名古屋市中区錦二丁目18番19号 中日本高速道路株式会社 総務部
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は上場会社ではありませんので、証券取引法第24条の7第1項の適用はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（社債の発行）及びその添付書類

平成19年2月19日東海財務局長に提出。

- (2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成19年2月26日及び平成19年3月7日東海財務局長に提出。

平成19年2月19日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

平成19年3月13日に発行した当社第1回社債(中日本高速道路株式会社第1回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付))(発行価額の総額金24,985百万円)(以下「第1回社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。第1回社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が第1回社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析 (1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

#### 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。



### 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

#### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成19年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋二丁目8番6号

子会社及び関連会社はありません。

- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成19年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

- ⑤ 資本金及び資本構成

平成18年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

（単位：百万円）

I 資本金	4,463,874
政府出資金	3,408,856
地方公共団体出資金	1,055,018
II 資本剰余金	850,932
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
III 利益剰余金	51,778
当期末処分利益	51,778
資本合計	5,366,585

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

## ⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
  - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
  - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
  - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
  - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
  - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - (x i) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。
- (i) 機構法
  - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
  - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
  - (iv) 通則法
  - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
  - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」を併せてご参照下さい。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年2月16日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 晃 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 幸宏 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 晃 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 幸宏 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年2月16日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 晃 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 幸宏 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 晃 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 幸宏 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。